

平成30年 第3回定例会 第3回臨時会

喜界町議会議録

平成30年9月6日 開会

平成30年9月20日 閉会

平成30年10月19日 開会

平成30年10月19日 閉会

喜 界 町 議 会

平成30年第3回定例会会議録目次

第1号（9月6日）（木曜日）

1、開 会	6
1、開 議	6
1、会議録署名議員の指名	6
1、会期の決定	6
1、諸般の報告	6
1、一般質問	7
通告順	
1. 良岡理一郎議員	8
【老人福祉施設の民営化について】	
2. 野間弘也議員	19
【環境問題について】	
3. 榮 優太議員	27
【町営団地（大筋団地）A棟のスズメによる被害対策について】	
【今年度から試験的にスタートした三歳児保育の成果と課題、今後の予定について】	
1、報告第7号～9号上程	33
（町長報告）	
1、報告第10号上程	34
（教育長報告）	
1、同意第3号上程	34
（町長説明）	
1、選挙管理委員の選挙	35
1、選挙管理委員補充員の選挙	36
1、議案第47号～51号上程	37
（提案理由説明、質疑、委員会付託）	
1、議案第52号～57号上程	39
（提案理由説明、質疑、委員会付託）	
1、陳情第3号上程	41
（委員会付託）	
1、認定第1号～9号上程	41
（提案理由説明、質疑、委員会付託）	
1、散 会	44

第2号（9月20日）（木曜日）

1、開 議	48
1、各常任委員長報告 （議案第47号）	48
1、産業福祉常任委員長報告 （議案第48号～51号）	54
1、産業福祉常任委員長報告 （議案第52号～54号）	56
1、産業福祉常任委員長報告 （議案第55号～56号）	58
1、総務文教常任委員長報告 （議案第57号）	65
1、決算審査委員長報告 （認定第1号～9号）	66
議案第58号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	73
1、議員派遣の件について	74
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	74
1、閉 会	75

平成30年第3回臨時会会議録目次

第1号（10月19日）（金曜日）

1、開 会	82
1、開 議	82
1、会議録署名議員の指名	82
1、会期の決定	82
1、諸般の報告	82
1、常任委員会の選任について	83
1、議会運営委員の選任について	84
1、奄美群島広域事務組合議員の選挙	84
1、奄美地区消防組合議員の選挙	85
1、奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙	86
1、大島農業共済事務組合議員の選挙	86
1、閉 会	87

平成 30 年第 3 回喜界町議会定例会

平成 30 年 9 月議会

平成30年第3回喜界町議会定例会会期日程

9月6日開会～9月20日閉会 会期15日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
	3	月			
	4	火			
	5	水			
	6	木	本会議（開 会）	議案上程・一般質問	
	7	金	休 会		
	8	⊕	休 日		
	9	Ⓜ	休 日		
	10	月	休 会		
	11	火	常任委員会	付託議案審査	
	12	水	決算審査特別委員会	付託議案審査	
	13	木	決算審査特別委員会	付託議案審査	
	14	金	休 会		
	15	⊕	休 日		
	16	Ⓜ	休 日		
	17	Ⓜ	休 日		
	18	火	休 会		

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
	19	水	休 会		
	20	木	最終本会議		
	21	金			

平成 30 年第 3 回喜界町議会定例会

平成 30 年 9 月 6 日

(第 1 日)

平成30年第3回喜界町議会定例会

平成30年9月6日（木曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

○日程第4 一般質問

通告順

1. 良岡理一郎君

【老人福祉施設の民営化について】

2. 野間弘也君

【環境問題について】

2. 榮 優太君

【町営団地（大筋団地）A棟のスズメによる被害対策について】

【今年度から試験的にスタートした三歳児保育の成果と課題、今後の予定について】

○日程第5 報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について

○日程第6 報告第8号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

○日程第7 報告第9号 介護業務の事故による損害賠償の額を定めることについて

○日程第8 報告第10号 教育委員会活動の点検・評価報告書について

○日程第9 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○日程第10 選挙第1号 選挙管理委員の選挙

○日程第11 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙

○日程第12 議案第47号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

○日程第13 議案第48号 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第14 議案第49号 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第15 議案第50号 平成30年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○日程第16 議案第51号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第17 議案第52号 喜界町アリモドキノムシ等防除条例の制定について
- 日程第18 議案第53号 喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第54号 喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第55号 喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する条例について
- 日程第21 議案第56号 財産の無償譲渡について
- 日程第22 議案第57号 町営住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起について
- 日程第23 陳情第3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書
- 日程第24 認定第1号 平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第2号 平成29年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第3号 平成29年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第4号 平成29年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第5号 平成29年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第6号 平成29年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第7号 平成29年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第8号 平成29年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第9号 平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優 太 君	2番	野 間 弘 也 君
3番	良 岡 理一郎 君	5番	峰 山 恵喜光 君
6番	河 上 弘 仁 君	7番	幸 一 美 君
8番	榮 哲 治 君	9番	生 駒 弘 君
10番	安 田 英次郎 君	11番	里 村 忠 弘 君
12番	上 間 一 寛 君	13番	外 内 千 里 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸 田 勝 光 君 事務局 長 補 佐 沖 康 仁 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川 島 健 勇 君	副 町 長	嶺 義 久 君
教 育 長	積 山 泰 夫 君	総 務 課 長	金 江 茂 君
企画観光課長	富 充 弘 君	住 民 課 長	秋 田 達 磨 君
保健福祉課長	吉 行 進 君	税 務 課 長	武 藤 裕 和 君
農業振興課長	吉 沢 伸 一 君	建 設 課 長	加 島 英 郎 君
水環境課長	竹 内 功 君	会 計 管 理 者	愛 津 克 浩 君
老人福祉施設長	徳 勝 志 君	農 委 事 務 局 長	岩 松 利 和 君
消 防 分 署 長	前 泊 哲 治 君	教 委 総 務 課 長	菊 地 典 子 君
生涯学習課長	來 和 法 君	あゆみ幼稚園長	乾 みち子 君
行政 管理 監	中 村 幸 雄 君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

ただいまから、平成30年第3回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（外内千里君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（外内千里君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、里村忠弘君及び上間一寛君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（外内千里君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から20日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から20日までの15日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（外内千里君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長報告を行います。7点ございます。

去る6月23日、奄美市において、屋久島町の屋久島・奄美ジャックチャーター機を利用した交流事業に合わせた交流会に出席いたしました。交流事業は奄振事業で、奄美―鹿児島航路の屋久島宮之浦港への寄港を機会に、世界自然遺産登録を見据え、今後の交流人口の拡大の検証を図るもので、屋久島―奄美間をサーブ機で来島、本島内の視察の後、交流会。

翌日、視察の後、奄美―宮之浦間を船で移動するルートを検証するもので、悪天候で飛行機の欠航を心配していましたが、無事到着いたしました。一行は、町長、議員、観光協会、商工会、区長、各種団体長、ほか県の関係職員、総勢36名で、交流会は奄美からは本島の市町村長、議会、各種団体長、県関係職員、合計35名が出席いたしました。今後の交流人口拡大を図るた

めに、沖縄・奄美・屋久島との連携も重要であると確信いたしました。

2点目、翌24日は、第43回県消防協会大島支部消防操法大会が、大和村の奄美フォレストポリスで開催されました。本町は小型ポンプの部で2位となり、ポンプ車の部では7チーム終了段階で成績がトップであったが、豪雨によりくじ引きで決定となりました。優勝には至らなかったことが残念ですが、団員の諸君の頑張りにあらためて敬意を表するものです。

3点目、7月11日、大島支庁奄美会館で、平成31年度公立高等学校生徒募集定員策定等に係る地区説明会が開催されました。大島本島と喜界町の中学校、高校の校長、PTA会長、同窓会長、市町村長、議長が出席し、県高校教育課の中島参事より、平成30年度募集定員策定過程、結果及び31年度定員募集の策定のスケジュール、課題について、説明がなされております。

4点目、7月18日、平成30年度防衛省全国情報施設協議会総会が、参議院会館で開催されました。平成29年度事業報告、収支決算報告、30年度運動方針、収支予算案が認められております。

残念ながら、国会開会中により国会議員による祝辞、予定していました宇都隆史議員による講演はとりやめになりましたが、意見交換会で皆様の御意見を拝聴することができました。

5点目、7月24日、奄美市において、奄美群島さとうきび価格対策協議会第45回総会が開催されました。平成29年度事業報告、収支決算書が承認され、平成30年度事業計画案、収支予算案及び賦課徴収方法案が認められております。また、役員改正がなされております。

6点目、8月2日、鹿児島市民文化ホールにおいて、市町村政研修会が、市町村長、町村議会、市町村幹部職員を対象として開催されました。

「地方創生のイメージ戦略」の演題で、法政大学名誉教授の岡崎昌之氏が、また「日本一の発酵王国鹿児島」の演題で、農学博士の小泉武夫氏が講演されました。詳細については、議員の皆さんが参加されており、割愛いたします。

7点目、8月12日、三反園知事が「知事と語ろう車座対話」の出席のため来島しております。折しも、喜界町夏まつりのステージが開催されており、同行してございました禧久県議ともども舞台挨拶、太鼓での出演をされております。

翌13日に議会との意見交換に出席され、6名の議員よりそれぞれの意見を聞いておりますが、それぞれの議員の報告については、サンゴ研究所について1点、埋蔵文化財について1点、村田新八について1点、スポーツについて1点、航路について1点、見解を求めています。時間の都合で詳細な答弁はいただけませんでしたが、後日、担当課より連絡させるとのことで、今後の議会の取り組みの課題となっております。

以上で報告を終わります。

△ 日程第4 一般質問

○議長（外内千里君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

老人福祉の民営化について、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○3番（良岡理一郎君）

皆さん、おはようございます。日本共産党の良岡理一郎でございます。

さきに、8月の台風19号によって被災されました皆様には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今回、私の一般質問は、老人福祉施設の民営化についてであります。民営化につきましては、平成30年第2回定例会、6月議会において町長のほうから、本町老人福祉施設の移譲法人候補者として、社会福祉法人城西福祉会を決定いたしましたので、御報告いたしますと行政報告がなされております。

同時に町長は、今後は平成31年4月、来年ですが、4月の移譲に向けて同法人との詳細な打ち合わせや関係官公署等との協議、手続、関係条例の本町議会への提案など、所要の準備を着々と慎重に進めてまいります所存でありますと、そう述べてあります。

現に、この第3回定例会9月についてであります。二つの議案、一つは議案第55号の喜界町特別養護老人ホーム施設等に関する条例等を廃止する条例について、二つ目には議案第56号、財産の無償譲渡についての二つの議案を上程、議会に議決を求める予定がなされております。

移譲法人候補者が、候補者から正式に移譲法人の資格を得るには、今、移譲法人候補者という候補者の3文字がついているだけでありますが、移譲法人候補者が正式に移譲法人の資格を得るには、その条件として、町有財産無償譲渡仮契約書第7条特約事項におきまして、この契約は議会の議決を得た場合に仮契約を本契約にすると、議会で否決された場合には、この契約はないものとするというふうに、わざわざ、当たり前ですけれども、仮契約書の中では書かれているわけでありまして。このこと自体は、議会の議決を求めます地方自治法第96条の第1項第1号及び第6号これに沿って進めてあり、極めて当然な手続だろうと思います。

このような重大な意思決定を求められます、この第3回定例会におきまして、私は、来年の4月1日の移譲日、町から民間に移譲するその日、そして移譲される法人、受け入れる側にとりましては喜界園の開設日と位置づけられるわけでありまして、どのような喜界園が4月1日になったらできるのか、そのための準備は今、何をなされているか、これらの点につきまして、質していきたいと思っております。

それでは、一般質問通告書に沿って、質問をさせていただきます。

答弁される方は、数値が含まれますので、ぜひともゆっくり、私を書き取れるようなスピードで明確にお願いをしたいと思います。

まず、質問事項第1でありますけれども、町民の皆さんの特老への期待は入所待機者を1人でも少なくする、これがこの間の長年の懸案でございます。そこで現状を伺います。

現在、条例によれば、入所定員80床……、失礼、質問の中で、入居だったり入所だったり利用という言葉を使いますが、これは条例の関係とか利用実態の関係で同じことを言っている、利用されていると理解しようと思うんですが、入所定員が80床の特老喜界園の、直近のまとまっている数字で結構であります。入居者数、現在、何名の方が入っているか。そして、入所を待機される方は何名いらっしゃるか、これについて、教えてください。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

9月5日現在で、入所者数は66名、それから、待機者数が22名になっております。入所者数の中には入所決定者も含まれております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

現在、80床の枠を持ちながら22名ということで、単純に言いますと、66名ですから14名の受け入れができてないということになるかと思いますが、その理由は何ですか。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

まず一番は、介護職員の人手不足だと思います。それから、入所退所者のタイムラグ、それから、入所決定者のキャンセル、結構いろいろ理由があると思います。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

主な理由が人手不足であると。施設はある、そして希望される方もいらっしゃる。ところが職員がいない、よって受け入れができない、これが現状だということですね。

○議長（外内千里君）

ちょっと待ってください。今のは確認ですか。

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

失礼しました。そうですね。人手不足が大きな理由だと思います。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。問題意識は一致しております。

続いて、質問事項2番であります。

来年の4月1日に民間移譲を実現する、そのときの特老喜界園の入居者数ですね。定員は80名になるわけです。そして、短期分入所者、ショートステイ、これが20あります。それをどのように事業を計画しているのか。そして、入所待機者数をどうやって減らしていくか、この辺の事業計画について伺います。お願いします。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

御質問の中に、今の計画のほうはちょっと通告がなかったものですから、通告に従ってお答えいたしますと、民間移譲時の入居者数ということですが、これは60名から70名を見込んでおります。それから、短期入所者数、これは10名から15名程度。それから、待機者数については、ここ数年の状況から20名から30名を見込んでおります。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

この民営化を契機にしまして町民への介護のサービス水準を上げるというのも一つの目的になっておるわけでありまして、その点では、見込みというのは、ほうっておけば見込みなんですけど、そうではなくて、自らの意思として、いわゆる定員の80名については、あと20名から10名増やせるんじゃないですか。そして、待機者についても相当減らせると、こういうことになるわけですが、その辺の努力についてはどういうふうにするつもりですか。お願いします。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

喜界町で運営している中での改善のことをおっしゃっているんですか。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

町から民間移譲する際に、3月31日、町としての直接の事業は終わりますよね。その際においてスムーズに引き継ぎできるように、従来の懸案事項である人手だとかで定員まで持っていけない、こういう現状を回復しつつ民間に期待できるというのが出発点なんでしょう。だから、町としては、その民間との関係で定員80名まで埋めようじゃないかと、こういう実質的意思を持ってする気はないんですか。答弁を。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

今現在、移譲法人候補者である城西福祉会が、計画的に本町に来島、来園して、いろいろと協議をしながら進めておりますので、その中で可能な限り、じゃあ移譲のときには80名、ショートステイも20名、受け入れるような体制に持っていけたらということでございます。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひ、そういうことで努力を最大していただきたいと思います。既に現在、喜界園で働いていらっしゃる方に対しても、その民間の事業者は、来年の4月には100名、100というのは80プラス20、この定員を満たすように、皆さんの雇用延長を頑張りたいと、このように意思表示をしてるわけですよ。そういう点では、町民の要求が全部の定員プラス、そして、事業者の側も現在の定員を満たすように頑張ると言っているわけでありますから、ぜひとも町としても頑張っていて、それぞれの定員がいっぱいになるようにしてもらいたいと思います。

それと、もし待機者がゼロまで持っていければ、8名～9名これは順当に埋まっていくだろうと思うんですが、今、全国の待機者、これも大いに問題になっているわけでありますけれども、施設は現在、約9,000。そして待機者は36万6,000人というふうに報道されております。36万6,000人。そういう状況の中で、喜界町の喜界園が待機者をゼロまで持ってきたら、町長じゃないですけど、小粒でもきらりと輝く喜界島が介護の分野で実現できるわけです。ぜひ頑張ってくださいということであります。

さて、その後さらに、先ほど来おっしゃっているように、人手が最大の問題です。逆に言えば、人手をきちんと確保しないと、このサービスは提供できないとなってくるわけであります。その点、同じく来年の4月1日現在における両施設、特老とデイサービスの職員の配置はどういう計画にするつもりですか。教えてください。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えします。

職員の配置計画については、全て移譲法人のほうにお任せするんですけども、移譲法人の関係者からお伺いしたところ、10月以降、改めてうちの職員と面談をして、いろいろ正規雇用の契約とかを進めていきたいということがございますので、それ以降に配置計画が策定されるんじゃないかと思っております。ただ、今言えることは、現在施設で働いている皆さんが全て継続雇用されても、まだまだ人手が足りないという報告は受けております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

先ほどの入所の見込みなり、あるいは能動的な計画化してくる場合でも人手が絶対必要だと。現在、喜界園の総人数は、前回の基本方針で9月1日現在を出しておりますが、60名ですね。60名です。その60名のうち正規職員が8名、そして臨時職員が39名、臨時とパートの区別が私はよくわからないのですが、臨時は39名でパートが13名いらっしゃいます。ここは、来年の4月の段階で、いわゆる雇用形態をどういうふうに変えるんですか。少なくとも従来の計画からいけば、正規職員を増やさなくちゃいかなんでしょう。増やす見通しもあると、町では無理なんだけれども、民間に移せばそれが実現する可能性がある、だからそれに期待する、これが従来の町の執行部の主張なわけですから、少なくとも今回の民間移譲に伴って、正規雇用はここ

まで人数を増やすんだというような計画が必要なんじゃないですか。少なくとも、事業者が事業をするときには、必ずそれは計画をつくりますよ。正規職員を何名、臨時職員を何名、よって人件費は幾らになると、そして、収入が介護保険等含めてどういうふうに入ってくるか。よって事業として成り立つから受けるんですよ。だから、計画は基本的にあるはずですよ。どのぐらいにするつもりですか。特老喜界園のいわゆる職員総数60名。

答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えします。

先ほど申し上げましたように、職員配置計画については移譲法人である城西福祉会にお任せしたいと思えます。その中できっちりとした計画が我々のほうに届けば、そのときにはまたお伝えしたいと思えます。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

施設長がおっしゃっている意味は私はわかるんですよ。当事者能力が薄れつつある方々ですから、町はどこまでそこを指導、調整できるかというのは難しい部分も出てくるというのはわかるんです。だから今やっておかないと、ふたをあけてみたら正規職員がほとんど増えていなかったというような事態があり得るんですよ、4月1日以降は。だから、今、頑張ってもらい必要があります。

それで、人手の問題が大きな問題になるということは、そのとおりであるわけですがけれども、本当に必要な人手が町内で集まるかという問題です。集めるために、どのような努力をされているかという点について伺いたいと思えます。

現在、町内の職員センターの掲示板を見ますと、介護施設関係の事業者が結構、常時募集をかけていますよね、正規にしても、パートにしても。そのぐらいやっても、なかなか求人票ははがれない。足りないということです。

そして、最も大きな問題、今回結果としまして、民間からの応募は1社、1法人でしたよね。誰しもが不思議に思うのが、町内には大きな社会福祉法人が幾つかあるわけですが、そこはなぜ応募しなかったのかということでもあります。皆さん、把握されているかもしれませんが、私は直接それぞれの法人にお伺いしまして、その責任者の方から、なぜ応募しなかったのかという点について伺っております。そして、議会でその問題を御報告するかもしれないということについては了解も得ているわけでもあります。

固有名詞はともかく、ある社会福祉法人は有料老人ホームを今、維持するだけでも精いっぱいだと、既に個室二つが職員が足りないから使えていない、こういうことでした。そういう中で、今回の喜界園の入札、公募について、応募書類はしっかり全部用意している。ところが、最終的な判断としては応募しなかった。公募に応じなかった。なぜか。人を集める自信がない

ということです。自分たちだって、あれだけ大きな規模でやっても十分集めきれないのに、何でこれから喜界園のような100床を超えるようなところで受け入れられるだけの人が取れるかどうか、そこについては自信が全くないということなわけで、それだけ厳しいということです。

もう一つ大きなところで社協があるわけですがけれども、社協も何で公募に応じなかったということです。これは言下に人を集めきれないとおっしゃいました。つまり、町内の大きな社会福祉法人が今回の喜界園の応募に応じなかった理由は、これだけ事態が非常に深刻になっているということでもあります。そういう点では、来年、町も一緒になって、委託する移譲法人と一緒に人手の確保をやりませんか、今の水準も維持できない可能性があります。可能性です。そうならないように頑張ってもらいたいということでもあります。

次に、質問事項の4番に入ります。

今回の移譲法人の候補の評価に関する問題であります。民営化が基本方針の中で、民営化の目的については、長年養ってきたノウハウ、そして、医療施設や老人保健施設など複合的なグループ経営を行っているところが多い、その中で、弾力的な採用や人事面の期待を述べているわけでもあります。

これは喜界町内における人手不足の裏返しでもありますけれども、規模の大きい内地の法人であれば、多少応援してもらえないかという期待が、この文章からにじみ出ていますよね。弾力的運用というのは、そういうことです。

今回、移譲法人候補者になっております城西福祉会、ここはホームページを公開しておりますので、事業の規模について私が見てみましたら、設立が平成28年2月17日、現在の従業員数は42名です。若干数値のカウントが違う場面があるみたいですがけれども、一応現在のホームページは42名。事業内容は、特老、オアシスケア城西、これは鹿児島県の永吉2丁目。そして、一つの定員が40名。喜界町の今の喜界園の半分より少ないですね。そして、短期入所者生活支援が5名となっております。

規模が大きいから小さいからという質問じゃありませんけれども、グループ全体として、支えていけるかどうかという問題です。そして、グループという視点では、町長の行政報告でなされておりますし、「広報きかい」にも掲載されておりますが、鹿児島県を中心に宮崎、東京を含めてグループで12拠点。そして27の事業所であると町長の行政報告及び「広報きかい」には載っているわけでもあります。

グループ全体の職員数が310名ということでもありますから、単純に言えば、27事業所でみてもみますと、1事業所では11.5人です。おそらくそれぞれの施設を維持するのに、率直に言ってかなり厳しい、精いっぱいでしょう。

ハローワークでばあっと調べてみますと、既にこの城西会にも募集をかけている施設があります。そういう実態です。だから、この27事業所ということは、鹿児島県のオアシスケア、先ほど紹介した城西、ここが42名に達しているわけですから、それを除いたほかの26の事業所で勘案しますと10名ですよ。ほかの事業所は10人しかいない。おそらく、その中には臨時職員の方が多く、喜界島へ人事異動で来るというのは現実的にはあり得ないことです。そういう点では、この城西福祉会についても、これから人を集めるのに相当難儀をされると思います。そういう

点では、町の相当の応援がなければ、4月1日にきちんとオープンできないことになりかねないということで、認識を新たにしたいということだと思います。

もう一つの問題は何か。皆さんの方針の中には、医療法人や老人保健センターの複合的なグループ経営云々となっていますけれども、今回の移譲法人候補の一つであります城西福祉会には医療法人はありませんよね。グループにないんですよ。ということは、どういうことかとなりますと、皆さんが「広報きかい」の中で、同じことを書いているわけですよ。4月10日に医療法人候補者を決めたんですよ。その後、「広報きかい」をつくっているわけだけでも、そのあたりはこういうふうに書いてあるわけですよ。社会福祉法人は、医療施設や老人保健施設など、総合的なグループ経営を行っているところが多く、弾力的な職員採用ができますよ。これは、できるんですか。移譲法人候補者は決まっているんですよ。決まっている中で、その後出された「広報きかい」にも、そうやって書いてあるわけですよ。これは、私は幻想だと思います。

以上の内容につきまして、その人事の確保、そのための努力をどういうふうに行っているか、答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君、もうちょっと明確に、この質問の趣旨に沿って明確に質問していただけますか。

○3番（良岡理一郎君）

前に人手の問題を申し上げたわけですが、質問は質問事項4番です。

今回の移譲法人をどのように評価されたのか。いろいろ書かれているけれども、実際に業務ができるのかということです。どういうふうに評価されましたか。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

移譲法人候補者をどのように評価されたかについてですが、移譲法人候補者である城西福祉会は、社会福祉法人としての経験は浅いものの、同法人グループが社会福祉のプロフェッショナルとして、12拠点27事業所でさまざまな事業展開を行い、多様なノウハウや経験を身につけていることや、310名の介護職員の中で人材交流を図り、介護職員のモチベーション、介護技術の向上につなげていることなどを高く評価しました。

また、鹿児島大学医学部と連携した事業の実施や、海外での国際協力機構関連事業などの幅広い活動も、本町の高齢者福祉の充実につながるものと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

おそらく我々が考えている以上に、介護の人手の確保は厳しいだろうと思うんですよ。そういう点では、繰り返しになりますが、民間についても相当イニシャチブをとりながら、町も

頑張っていたきたいということをお願いしまして、質問事項の5番に進みます。

民営化基本方針で述べている中に、幾つかの検討事項、要請事項、これが書かれております。これが、現在どうなっているかという点についてお伺いします。

一つは、介護サービス利用料の介護保険給付対象外のサービスについては、事前に民間の事業者と協議をすることになっておりますが、それは要請しましたかということと、もし仮に、介護保険の対象外のサービスについて答えが違っていた場合、齟齬があった場合は、すり合わせをしないといけませんよね。でも、4月1日からは新しい事務者が始めるわけですから、それまでの前にすり合わせをして、今、利用者あるいは町民の負担がこれ以上増えないという準備をする必要があると思うんですよね。どうなってますか。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

済みません、良岡議員、通告で三つほど質問ですけれども、あれは全て基本協定書に明記いたしまして、既にあそこの理事長のほうから、もう同意をいただいております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

同意をいただいているということなんだけれども、一つは介護保険料の給付対象外サービスについて事前協議するというのを、まず新しく事業が発発する前にやるというのが一つ。新しく移譲後の事業に入っていくても、そこでも定期的にやるという、こういう趣旨ですね。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えします。

おっしゃることは大体わかるんですけども、これからいろいろまた協定書の中身についても、ちゃんと細かい部分まですり合わせをしていきます。まだ仮協定の段階で同意をいただいておりますので、疑問に思っていることもあるかと思いますが、これからもうちょっと詰めていきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

4月1日の移譲に向けて万全を期している、準備をしていくということが、最も大切かと思っておりますので、あわせて、入所検討委員会にも、事業者だけではなくて町の職員の方や、きょう傍聴に見えておりますが、民生委員の方々の参加もお願いしつつ、公平な入所の検討ができるように努めていただきたいと思います。

三者協議会、これは現在でも喜界でやっているわけですが、これを新たにやってもらうということですね。そして、その他幾つか会議の名前がミーティングする場面が書かれているんですよ。一つは、城西福祉会は喜界園サービス連絡協議会、そして町の方針では老人福祉施設運営支援委員会、それぞれ性格はちょっとずつ違うようですが、それぞれやるんですか。答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えします。

今のところ、目的が被らない程度に、我々の持ちたい委員会と、あっちが持ちたい委員会と設置をして、できるだけ地域の皆さんにサービスができるようにということで考えております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひ、合理的なマネジメントをお願いしたいと思います。

次、質問事項の6番。

協定書ということで、あれこれ進めているようですが、移譲法人との関係で契約の問題ですね。協定というのも大きな意味では、どうやってお互いの法人間の約束事を契約ということになるわけでありまして。法人ですから、いかに社会福祉法人とはいえども、経営が厳しい、運営が困難になる、こういうケースはあり得ます。

その点、町としては、その時点における利用者、これは町民ですが、その利用者の方、そして家族の問題、町民、そして関係機関等々、どのようなポジションで臨むおつもりですか、答弁ください。対応を伺いたい。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えします。

これまでも何度か答弁を申し上げましたが、本町は移譲法人と良好なパートナーシップを構築して、そのような事態を招くことがないように、また、利用者や町民の皆様方に、御迷惑をおかけすることがないように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

次に、質問事項6番の②のところですが。

現在、喜界園の施設は平成10年に建設しておりますので、約築20年ということでありませぬ。デイサービスセンターが平成4年に建設しておりますので、築26年たっているわけでありませぬ。それぞれについて、それなりの寿命がありますよね。コンクリートの施設が60年もつか

50年もつかというのはありますけれども、いずれにしましても、移譲先の法人の都合で契約を解除する、これは契約ですからあり得るわけですね。どちらかの都合で契約を解除する、これはあり得るわけですが、その場合に、無料で貸している土地、これから議案にも出てくると思いますが、無料で土地は貸しますよね。10年契約をして、その後1年ずつ更新をされるという契約のようですが、これをどういうふうに取り扱うかというのが一つ。

もう一つは、先ほど事例で申し上げましたように、これから何年も先、そういう事態が起きないのが望ましいのだが、起きた場合、建物が老朽化して、もう使い物にならないということがあり得るわけですね。徳之島の徳寿会という高齢者施設も、そういう状態に前の施設がなっております。もう放置されている、空き家で廃墟になっているんですね。これをどうするかわかりませんが、もしすぐに契約が解除された場合に、この建物は誰がどういう責任を持って撤去するか、更地にするかという問題は、契約上はどう取り扱う予定ですか。お願いします。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

社会福祉法人が行う社会福祉事業というのは、極めて高い継続性が確保されております。そのため、法人の都合で簡単に事業を廃止することはできないものと認識しておりますので、今、現時点では、ちょっと想定できないというようなことです。御理解ください。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

これだけ大きなもので現時点で想定はできない。そして、これから契約を結ぼう。お互いに良好な関係で協定を結ぶ。これはよくわかるんですよ。ただ、契約というのは、将来お互いにとって不都合なことが起きたときに、我々の将来の世代がスムーズに対処するために、今、決めておく必要があるんです。一般的に言えば、撤収する法人が全て更地にして町に返すという結論でなければ、将来、町民がかなりの税金を使うことになるんですよ。答弁を。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

社会福祉法人は、高い水準の公益性、継続性、非営利性が確保されております。最近、平成28年4月1日から、社会福祉法人のこういった三つの特性をさらに水準を上げる、特性をさらに徹底する観点から、社会福祉法の改正法が施行されております。ですので、なかなか本当に考えにくいんですが、もし、良岡議員がおっしゃるようなことになった場合には、土地については無償貸付契約が解除されて、町が管理することになります。建物については、そのときどういう状況でそうなったかがわからなければ、そこはまだちょっとお答えできないので、諸事情を勘案しながら移譲法人とも話し合いながら、その費用負担については、やっていきたい

と思っております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

確かに社会福祉法人の経営が立ち行かなくなることは極めてまれだろうと思います。ただ、法人間の契約になってくるわけですから、これは今はっきりさせておいたほうがいいと思います。多少、性格が似た事例としまして、神奈川県の上野原町にあります特別養護老人ホーム、これをその町のほうとしては社会福祉法人に運営してほしいということで契約をしました。ところが、これちょっともう時間的に古いんですけども、3、4年前、報道されましたので。そのときに、資材の高騰、工事費の暴騰が起きたんですよ。その段階で社会福祉法人は行政に対して、工事費用を上げてほしいといったお願いをしたけれども、行政はそれに対応できませんでした。結局、お互いチャラにして、再度、入札からやり直したという事例もあるんですね。

ですから、社会福祉法人とはいえども、絶対安全だという視点で臨みますと、将来ほぞをかむという失礼かもしれませんが、将来に禍根を残すということがありますので、何とかそここのところを明文化して。町が半分建てるというのは、別にいいんですけど、はっきりさせておく必要があります。向こうは向こうで期待しますから、そここのところのはぜひとも、いずれまた議会でやりますけれどもね。きちんとしておいていただきたいと思います。

最後に、この契約に関連して一言申し上げておきたいので、町長の認識をお伺いしたいというのが、1点でございます。「広報きかい」8月号の、どうなるの喜界園民営化、これは町の立場として、このような形で喜界園はなっていくんだよということを町民に知らしめる、これは大いに結構かとも思うんです。

問題は、この8月号の中に、まだ移譲先の法人候補に、ある意味ではまだそれにすぎないといえますか、移譲法人候補にもかかわらず、もう既に移譲法人になったかのような挨拶がされています。ごらんになっていると思いますが、ごらんになっていますよね。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君に申します。これは事前に通告してございますか。

○3番（良岡理一郎君）

議長、よろしいですか。今回のこの「広報きかい」について、これが町民に配られましたのが、先週の金曜日ですか、8月31日。私も議員が質問通告をしますのは、8月22日。そして、きょうの議会を迎えておるわけです。この議会の中では、重要な判断を各議員が求められます。移譲するについての、先ほど紹介しましたことをやらなくちゃいけません。

私の質問通告は、これ喜界園の民営化についてやりますよと。そして、執行部の皆さんが事前に準備するためには、数値にかかわる部分、あるいは時間にかかわる部分は、できるだけ事前に通告をして御準備いただくと。そのほうが、実のある議論をできると思います。だから、やっているわけです。今回の問題について、議会を軽視しかねない行為だと思うんです、私は。だから、言っていただければ、見解をね。候補者にすぎない法人の理事長が、むしろ言えませんが、自らの立場、候補者と書いてありませんよ、選定されたと書いてあります。

これはちょっと今回の議会できちんと必要な手続をしないで走っているんじゃないですか。町長の認識を伺いたい。

○議長（外内千里君）

そのことにつきましては通告ありませんし、前もってのいろんなそういう話もありませんので答弁をできないということでございます。御理解ください。

○3番（良岡理一郎君）

非常に残念ではありますね。私としましては、さっき言ったように時系列でタイムラグはあるわけですから。ここは町長が本当に民営化をやるんだったら、自信を持ってやるわけでしょう。であれば、なぜこういうふうなことをしたのかということは、自信を持って、やはり町民に説明する必要があると思うんですよ。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（外内千里君）

これで、良岡理一郎君の一般質問を終わります。

続いて、環境問題について、野間弘也君の発言を許可します。

野間弘也君。

[野間弘也君登壇]

○2番（野間弘也君）

おはようございます。良岡議員に引き続き、一般質問をいたします。

私からは、環境問題について、議論させていただきたいと思います。環境問題といいましても幅広くありますが、三つの内容について、質問します。

一つ目は、家庭ごみ処理について。二つ目は、土壌、地下水の汚染について。三つ目は道路の雑草、樹木等の伐採処理について、伺います。

ここ最近、耳にします5年に一度の大雨や、想定外の災害、これは地球温暖化によるものではないかと意見が出ています。そのほかにもさまざまな原因があるといわれています。その原因をつくっているのは何なのか、その多くは人間ではないのでしょうか。食べたいときに食べたいものが手に入り、飲みたいときに飲みたいものが手に入る現在でございます。水道から安全な水がでる、暑くても寒くてもエアコンが整備されている。

現在の生活は、豊かで便利だと思います。これは大変ありがたいことではございます。次の世代にも、その次の世代にも豊かな生活を継続させていくための責任が、現在を生きる私たちにはあります。豊かになり便利になったからこそ、守らなければならない、時間をかけていかなければならない問題があると思います。

便利になればなるほど、見えないごみ、見えるごみ、そのごみをしっかり処理し、再利用できるものは再利用し、自然に戻せるものは戻す、これは私たちが生きていくための自然な流れではないのでしょうか。

そして、ごみを処理するために、多くの予算が使われます。本町のクリーンセンターも築年数が過ぎ、建てかえの準備が進んでいます。その予算は約20億円ほどです。ごみを減らすこと、分別することで、施設の延命、作業の効率化につながり、予算を減らすこととなります。多くのごみを燃やす予算よりも、子供たちの教育や、夢を与える予算が大切ではないのでしょうか。

議会の場で話をさせていただき、役割を考え理解し、官民一体となって取り組んでいければと考えております。その思いを持って、質問させていただきます。

通告に沿って、質問させていただきます。

環境問題について。不法投棄の箇所が町内でも見受けられますが、現状を把握できているのか。その中で、その対策強化を検討しているか。

もう一つは、今後そのごみの処理をどのように行うのか。

関連しますので、まとめてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

お答えいたします。

不法投棄の現状につきましては、パトロールや情報提携によりまして、現場を確認できた箇所について、不法投棄の禁止の警告看板を設置しています。設置箇所につきましては、現在12カ所を把握しております。不法投棄されたごみの撤去につきましては、道路に散らかっているごみは職員が回収しまして、その他につきましては、集落の奉仕作業やボランティア作業等、ともに対応しております。また、鹿児島県産業廃棄物不法投棄等現状回復促進事業で対応した1例もございます。

今後の対策でございますが、現状を理解していただくこと。そして地域の方々の意識が最も重要と思いますので、これまで以上に周知、広報に努めまして、撤去等につきましては、今までどおり、集落の奉仕作業やボランティアの御協力をいただいて、地域の方々と協力しながら、不法投棄対策に努めていきたいと考えております。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

課長のほうからありました、町内の12カ所確認できていると。やはり、本当に秋田課長がおっしゃるように、地域の意識というのは非常に上げていかなければ。ごみを捨てている側が捨てないようにする、これが一番大事だと思うんですけども、その中で、パトロール強化されているということです。

先日、防災無線でも放送がありました。ペットボトルは、ふた、ラベルをはがして、中を水洗いして出してくださいというような、防災無線の放送がありました。そのときに私、集落の祭りがあったんですけども、その中でその話が出まして、そのときに出たごみの缶の中に、たばこの吸い殻が入ってました。それを見た町民の方が、放送をしているのにまだこういうことをする人がいるんだねという話がありまして、すごくそういう放送、いろいろなアピールをすると、すごく広がっていくんだなと思ひまして、今後もぜひ、防災無線等、また「広報きかい」等、いろいろな資料等で周知を図っていただけたらと思います。

その中で、不法投棄のごみに要する予算、見つかった場合、その個人を特定した場合、負担になるのは個人の負担ということで認識しているんですが、そちらでよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

今まで引き上げましたごみにつきましては、1回、個人の負担で町がお願いして撤去してもらった事例があると認識しております。

以上です。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

町の負担。個人ですか。

○住民課長（秋田達磨君）

個人の負担です。

○2番（野間弘也君）

私も少し調べてみたら、法律でも不法投棄は1,000万円以下の罰金もしくは5年以下の懲役ということで、非常に罪が重いなと思ひまして、不法投棄をした場合、撤去費用も自分でもたないといけない、その大変さ。そして、それをもし刑罰にかけられた場合、法律では罰せられる。このことも、強く町民の方に知っていただいて、大変なことになりますよということも促していただけたらと思ひますので、検討いただけたらと思ひます。

そのごみの中で、把握できていればいいんですけども、地質の汚染や地下水汚染等につながっていく危険なごみがあるのかということがもし把握できているのであれば教えていただきたいのですけれども、ありますでしょうか。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

有害物質の件ですが、住民課が扱っておりますのは一般廃棄物、家庭から出るごみでございますので、そういったものはないと考えております。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

いろいろなごみがある中で、ごみを放置しておけば、そこから出る有害物質等があるのではないかなと思ひます。そんなにたくさんではないのかなと思ひておりますが。

最近、テレビ等で海に漂うごみが報道されています。その中で、ペットボトルを初めとするプラスチックが世界で大きな問題となっております。海に漂うごみの7割がプラスチック素材で、世界で何と5兆個、重量でいいますと10億トンが漂い、2050年にはこのままいきますと、海の魚類の総重量を超えると報道されております。年間で800万トン、プラスチックが海に流出しているということです。

そして、そのプラスチックが、直射日光等が当たることによって、劣化し細かく、小さくなってきます。5ミリメートル以下になりますと、マイクロプラスチックといって、小さくなる

もので、その物質をプランクトンが食べます。プランクトンが食べて、それを魚類が食べる。そして、その魚類を人間が食べるという食物連鎖につながってきているそうです。

現時点では、排出物が人間の場合、排出物が出て直接的に体に残ることはないと言われてい るんですけども、最近の調べでは、そのマイクロプラスチックが検出できる大きさが限られて いてまして、もっと細かく検出されると、ちょっと実験した結果が、魚に小さいマイクロプラ スチックを海で置いて、海の中でそこに有害物質がつくらしいです。それを魚が食べると、血 液の中を回って肝硬変を起こしたり、いろいろな障害を起こすようなことが研究で明らかにな り、それが人間にも起こるのではないかという話があります。

もう一つ、アメリカでは調査した水道水の中の83%から、マイクロプラスチックが検出され ているということです。私たちの生活には非常にプラスチックというのがありまして、例えば コンタクトレンズのような小さい物質でもプラスチックです。それを一人一人が洗面所で流し てしまうと、それが海に流出してしまう。それがマイクロプラスチックになって、また人間に 害となって返ってくるということです。

やはり、便利になればなるほど、そういったごみが出てきまして、ごみとなれば毒だと思っ てる。海に流れて劣化していくと、ごみになります。再利用すると商品になると私は考えており ます。

本町でも、小学生や中学生のスポーツ少年団などは、アルミ缶やペットボトルのキャップを 集めて、業者に買ってもらって、部費等に充てているという事例もあります。扱い方で、毒に なるのか、新たな商品になるのか。

そのことから、次の質問をさせていただきます。

現在、本町では段ボールリサイクルのマテリアルリサイクル施設整備が進んでおりますが、 今後、そのほかのごみの分別、再利用の検討があるのか、お伺いします。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

お答えいたします。

今後のごみ分別や再利用につきましては、町民の方々の御協力のもと、本年度からごみ収集 回数の変更や、クリーンセンターの営業日の変更を行ってきました。限られた人員で効率よく 運営していくためには、まだ改善しなければならない課題があります。今後は、その課題の解 決を図りながら、ごみ分別や再利用の情報収集を行い、離島である本町に適したごみの分別や 再利用はどうあるべきか、内部で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

そうですか。私もクリーンセンターよく使わせていただくんですけども、作業員の方がき ちんとペットボトルのふたを外したり、缶を仕分けしたりしている姿が見受けられます。私も 正直、恥ずかしい話なんですけど、20代前半まではペットボトルは外さずに、空き缶も洗わずに 捨ててました。ある先輩から注意をされて、これの片づける人の気持ちになってくださいと言

われたときに、「ああ、そうだな」と思って、それからしっかり洗って、もちろんふたを外しているんですけども、全員がそれをしてくれると、向こうに持ち込まれたごみというのは、非常に単純に、速やかに作業ができると思います。その分手間が省けると思います。そうすることで次の、できれば生ごみの処理を分別して燃やさない。非常に延命につながると思います。ぜひ、クリーンセンターで行われている現状等も発信していただいて、それだけ効率が上がってくるよという話もしていただけたらと思います。

そこでもう一つ、クリーンセンターの中で、ごみ箱がしっかり分けられていれば、人というのはそこにある程度しっかり入れてくれると思うんですけども、その燃えるごみがどこまで燃やせるのかが、素材だったり、大きさだったりで明確にわからない。クリーンセンターに行ったときに、担当の職員がいらっしゃるときには聞いて、捨てたりできるんですけども、その看板等があったりすると、非常にスピーディーになるのかなと思ったりします。そこら辺、検討があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

クリーンセンターの中の分別等の作業の効率化だと思うんですけども、野間議員がおっしゃったとおりだと思います。いま始めているのが、まずペットボトルをやり始めて、軌道に乗っているところでございます。

今、箱を準備しまして、瓶にかかっています。茶色い瓶、透明の瓶、その他の瓶をパレットの上にかごを載せて、そこにに入れていただくように今やっていますので、それが軌道に乗れば、また徐々に分別の数を増やしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

そうですね。たくさんのごことを一気にやろうとしても多分できないと思いますので。現状、喜界町がやっている仕分けをしっかりと処理していく、しっかりとやっていく。そうしたら、その次にという形で進めていけたら、どんどんどんどん、いい方向に進んでいくのじゃないかなと思います。私も、集落等、また仲間等の話をして、少しでも動きが広まっていくことを皆で頑張っていきたいと思います。

それで、もう一つ。次なんですけれども、ごみ問題と、もう一つ議論していかなければならないのが、土壌保全と地下水保全ではないでしょうか。農業、漁業などの本町の基幹産業を、よりよい環境で次世代にバトンを渡していく上で、一番大事な基本だと思っています。

現在は、農薬や化学肥料を使用して作物を栽培しています。倍率や散布量を守れば自然に悪影響は与えることはないということで、メーカーさんのほうとも話をしたことがあります。

そのことから、質問いたします。農薬や肥料の散布量の適正化を今後、推進する必要があると思いますが、そこら辺の見解をお伺いいたします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、吉沢伸一君。

○農業振興課長（吉沢伸一君）

野間議員の、ただいまの環境に関する御質問ですけれども、先ほどの不法投棄を絡めますと、やはり町民意識の向上に皆で取り組んでいきたいと思いますという投げかけだと思います。その中で、農薬とか肥料の散布量の適正化についてでございますけれども、農業立島を掲げております本町にとりましては、非常に重要な問題だと思っています。

農作物を成長させるための肥料であったり、病害虫を駆除するための農薬というのは必要不可欠だとは思いますが、過剰な施肥であったり農薬の散布によって、今おっしゃったその地下水の汚染であったり、残留農薬、また農薬飛散の原因にもなるかと思えます。

先ほど申しあげました、一産地の我々農業立島の存続に関する、大変大事な問題だと思えます。そこで、町もサトウキビや園芸の各部会、それから管理機関でありますJAであったり、県、生和糖業などと連携して、使用方法について適正化を周知するとともに、適正な散布について、また正しい知識の習得であったり、確認のための研修会についても、実施について検討していきたいと思っております。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

今、課長のほうからありましたが、やっぱり正しい知識というのが非常に大事になってくると思えます。私も農業やっていますけれども、いろいろな情報が入ってきて、これは大丈夫よ、これはだめよとか、いろいろあるんですけども、やはり、専門的な知識正しい知識を持った方が、それを指導していく、その知識を全体に広げていく、これが非常に大事なことだと思えます。

今おっしゃっていましたが、今後、散布量の適正化を進め、使用方法の適正化を、ぜひ専門家、できれば農薬会社の方だったり、それをつくっている方とか、そういう専門家の方を招いて、大量に施肥するところということが起きていくんですよ、適正量を守ればこういう状態でいけますよという、研修会をぜひ開催していただきたいと思えます。その辺、検討されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、吉沢伸一君。

○農業振興課長（吉沢伸一君）

我々農業関係におきまして関係機関、毎月1回、先ほど申しあげました県、JA、生和糖業、土地改良区等、関係機関、毎月1回集まって、定例会で農林業技術連絡協議会というのをしております。

先月末にもあったんですが、その中でも、野間議員の御質問のあった適正使用についての話もしております。各関係機関、その研修会についても、今おっしゃった本当の専門性を持った方がメーカーにもいらっやると思えます。話を聞くと、数年前に町のほうでも、県の職員を招いて、一度研修会をやったという経緯もございます。やはり正しい知識を持っていても、実際にそれを実践しないと意味がないと思えますので、その辺も含めて研修会については検討し

て進めてまいりたいと思います。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

ぜひ、年に何回か、そういう研修会を開いていただきたいと思っております。適正量を守られることで農家の所得向上にもつながっていくと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問になりますが、ごみ問題と間接的に関連します、道路沿いの雑草等の伐採の件ですが、これは観光業にも影響してくると思ひます。観光で訪れる方は時期によって、多い時期少ない時期ありますが、その方々がいつ喜界町を訪れるかわかりません。本町は、やはり自然が売りになっていると思ひます。その中で道路沿いの雑草が生い茂ると道幅が狭くなり、非常に危険でもありますし、景観も非常に悪くなる。それから、雑草が生い茂る場所、これはごみのポイ捨て等の広がりが出る。現実的にそれが見受けられます。

そのことから、次のことを伺いたひと思ひます。

定期的な、町道・農道等の雑草伐採が必要であると思ひますけれども、対策、検討をしているのか。例を挙げますと、ちょっと町道ではないんですが、遊歩道周辺からスギラビーチ間、また、小野集落から志戸桶に抜ける海沿いの道は非常に観光客の方も通る道だと思ひますけれども、そこら辺、対策の検討があるのか、伺いたひと思ひます。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

野間議員の質問にお答えいたします。

町道の草刈りについては、交通量の多い幹線、また百之台等の線の観光客が通る路線を中心に実施して、現在もやっております。その他の路線についても、計画的に実施しております。

今後も定期的に草刈りを実施したいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、吉沢伸一君。

○農業振興課長（吉沢伸一君）

農道沿いについてですけれども、農道については、基本的には個人の管理だと認識しております。町でも農道管理の委託料として、毎年予算を確保して、通行料の多い箇所であったり、今おっしゃった観光面からも、景観に配慮しながら場所を選定して、毎年実施をしております。

また、場所によっては、御存じのように集落の方々であったり、みどりサークル、農地水組織のほうで対応していただひしております。現在、農地水組織については、広域化ということで話を進めておりまして、現在は各組織ごとの活動ですので、その範囲も限られておるんですけれども、広域化することで町全体をカバーすることができるようになりますので、我々もできるだけそういう形で進めていけるように、一本化に向けて後押しをしているところでござひます。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

この問題については、やはり町だけでは範囲が広過ぎてできないと思っております。集落、またほかの関係機関、いろんなところと連携しながら、仕分けをしながら、やれるところをしっかりとやっていただけたらと思います。

現在、町道で伐採されている頻度は何カ月に1回なのか、そこら辺が把握できていれば、教えてください。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

お答えします。

町道については、年間の予算内のために百之台は年に1回で、ほとんど1年に1回が主であります。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

予算も関係しますので、年に1回。大変だと思うんですけども、ぜひ年に本当は三、四回はやらないと、定期的にきれいな状態を保てないと思いますので、ぜひ、伐採処理の工事というか、作業の仕方、また予算、これを検討していただいて、ぜひ。

町民の方ももちろん通る道、もしかすると登下校に使われている道、観光客の方が訪れる道、いろいろな方が使う道だと思います。安全面・景観面でも非常に重要になってくると思いますので、町だけではなく発信の中で、いろいろな関係機関と連携を取りながらぜひ一緒に。グリーンネットの広域化ということで、全体の力を底上げして取り組めたら、予算を少しでも抑えられて、定期的な伐採処理ができるのではないのかと思いますので、ぜひ全体で取り組んでいけたらと思っております。

終わりになりますが、本町でも多くの団体、個人の善意ある方が、ごみひろいのボランティア活動を行っております。その方々は、ごみを拾うことが目的ではないと思っております。その方々が袋を持って歩いて、その日一日ごみを全く拾わない日がくることを求めて、その方はボランティア活動をされていると思います。その方々に、ごみがない島になったと喜んでもらえるように、笑ってもらえる日がくるように。

そして、私たちは人間というのは、寿命を延ばそう、健康に生きようと取り組んでいますけれども、人間はもちろん、世界の全ての生き物にとって一番の親というのは、私は、地球だと思っております。その地球を行政と町民が役割を持って一緒に、人間の寿命・健康だけではなく、地球の寿命・健康を皆で守っていくことを願って、私の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（外内千里君）

これで、野間弘也君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時50分

○議長（外内千里君）

会議を再開いたします。

町営住宅（大筋団地）A棟のスズメによる被害対策について、ほか1件、榮 優太君の発言を許可します。

榮 優太君。

[榮 優太君登壇]

○1番（榮 優太君）

こんにちは。野間議員に引き続き、3人目の一般質問をさせていただきます。

質問前に、余談ではありますが、夏まつり歩行者天国と島の夏の最大イベント御苦労さまでした。若い職員や地域の皆様と一緒に準備したり盛り上げてくれたおかげで、祭りを最大に楽しむことができました。

欲を言えば、来年は係長や課長など、みこしや踊りなど皆で祭りを盛り上げていただけたら、今よりも盛大な祭りができると期待しております。また、三反園知事のサプライズなあいさつもあり、会場はひときわにぎわったのではないかと感じました。

それでは、通告に沿って質問させていただきます。

①、町営住宅（大筋団地）A棟のスズメによる被害対策について。

スズメはトドメドリであり、年間を通して同じ場所に生息し、季節により移動をしない種類であります。また、秋には100羽以上で群れをつくる習性のある鳥です。日本の鳥類の80%が渡り鳥であり、少なからず渡り鳥とスズメの接触によるウイルスの感染のおそれもゼロではないと思います。

例を挙げれば、タイやベトナムでは人に感染して死者も出ました。感染した鶏のふんを含んだちりを大量に摂取してしまった特殊な事例ではありますが、毎日、足の踏み場もない一面の廊下にスズメのふんを踏みながら靴を玄関の中で脱ぎますので、ふんが室内に入り感染するおそれもあるのではと入居者は不安になっております。

また、スズメの死骸が多く見受けられ、特にひなが落ちて玄関前に死んでいることが勃発しています。夜は周りが見えないため、ひなの死骸を踏みつけて歩いていることも多々あります。子供たちの生き物の命の教育、また、衛生的にもよくない環境の中で、我慢して入居者は生活しております。早急な対策が必要であることから、質問させていただきます。

①、町営住宅（大筋団地）A棟のスズメふん被害による対策はできないか。答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

榮 議員の質問にお答えいたします。

建設課としては、従来から鳥獣のふん被害、鳥獣の防除対策等については、入居者が行うことを基本方針としておりますので、建設課として検討はしておりません。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

ここに公営住宅入居者のしおりというのがあるんですけど、この中には修繕、何か壊れたり修繕するときの内訳というのがあるんですけど、この中には建物、屋外、その中で修繕するときには、町の負担なのか入居者の負担なのかというのが明確にあります。その中には、これは特殊な事例なので、そういうものはないんですけど、でもその中で、例えばこの修繕の中身を見ると、建物の中であれば、例えばクーラーとかいろんな自分たちで買ったものとか、そういうものに対しては、やはり自分たち入居者でやるんですけど。建物外、外で起こるものに対しては、ほとんど町が負担する、修繕するというふうになっています。

そういったところで、入居者の方たちが、家の中であればできるんですけど、外であることに対して、入居者みんなの意見を聞きながら、誰がお金を負担するのか、誰が工事をするのか、対策をやるのかというのが多分難しいと思います。その辺の検討についてはいかがですか。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

お答えいたします。

今のは修繕の話なんですけど、ふんとかが廊下に落ちている場合は、近所で掃除等をしていただければと思っております。鳥獣対策として、今、考えてはいなくて、よその市町村等も聞いてみたんですが、よその市町村も町・市として対応はしていないということでもあります。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

例えば対策として、提案じゃないですけど、できることとして、多分ネットを張るぐらいしかできないとは思っているんですけど。このネットを張るにしても入居者が、例えば町が入居者が自分たちでやってくれというのであれば、入居者がもしやったとして結構な費用がネット代としてかかると思います。例えば、A棟が自分たちでネットを張ったとして、それでスズメがいなくなりました。でも、今度B棟に行きました。B棟が、今度また自分たちで対策をしないといけないとなったときに、A棟は自分たちでやったから、B棟も自分たちでやらないといけないとなったときに、このA棟とB棟の入居者同士の、多分いざこざじゃないけど、A棟が自分たちでやったからB棟も自分の中でやらないといけないとなったんじゃないかとか、そういうトラブルが起こる可能性もあります。そういう部分も検討されているか、ちょっとお願いします。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

お答えします。

今の質問については、検討したことは、まだありません。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

そうなんです。本当に自分たちでやっぱりやらないといけないとなったら、自分たちでやればいんだらうけど、やったところで今度、周りの住民、ほかの棟、それから前金久、ほかの住宅の方たちから、またいろいろと問題も起きてくると思うんですよ。なので、安易に自分たちでやればいいというのは、なかなかできないものもありますので、その辺のところも含めて、町でできるように検討していただけたらなと思っているんですが。

本当に、住んでいたらわかるんですけど、ふんだけではなく、ふんのおい、死骸の匂い、それがすごくたまらなくします。また、来客もよく来ますので、お客さんなんかも何か来たくなくなるというか、そこを通りたくないというようなものもあります。上のほうに、2階であれば2階の玄関口に水道があれば流せるんですけど、そこに水道がありませんので、流すにしても流せません。なので、完全にできればいいんですけども、できない部分もありますので、入居者の不安を取り除くためにも、検討していただけたらと思っております。

次に、さっきの1番目と関連するんですが、先ほど言った私を初め何名かの入居者がスズメ被害による対策を要望しているが、できない理由は何か。お願いします。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

お答えします。

理由としましては、1点目と同じ考えで建設課はやっておりますので、できない理由は1番目でお答えしたような理由であります。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

さっき私も言ったように、入居者だけではなかなかできない、ほかの住民とのトラブルとか、そういうのもあるということを使ったんですけど、そういうものを含めて考えたら、できないでしょうか。検討していただけないでしょうか。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

お答えします。

同じ団地で、大筋団地の場合はAからD、4棟あります。今の質問はA棟についての質問ですが、そのA棟B棟C棟D棟の入居者同士のあれはまだ検討というか考えてなかったものですから、今後、建設課で考えたいと思いますが、基本的に、先ほどから申しているように、入居者が協力しまして、掃除なり対策なりを行っていただきたいと考えております。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

ありがとうございます。実際、私も自分のことのように言っていますが、自分も住んでいるのでちょっと感じているんですけど。掃除をすればいい、例えばその草刈りとか、そういうものに対して、やっぱり皆できちんと役割をして、掃除をしたりしているんですけど、できるものとできないものって結構あると思って。

家の中であれば、そういう修繕するものに対しても、やっぱり自分たちでしないといけないものは自分たちでしているし、できないものは、役場のほうにお願いをして管理者にやってもらうというような感じなんですけど、入居者も、なかなか自分たちでは大体、外に關しての対策なので、自分たちで簡単にできるようなものでもないの、例えばじゃあ町のほうでそういう住宅の住民の話し合いの場を設けて、そこで説明して、どういうふうに、誰が、予算がどのくらいかかって、住宅の一人一人の費用としてはこれだけかかるけど、それでもやりますかとか、その辺の説明会の類いをしていただければ、また住民も入居者もやりやすいのかなというのはあるので、その辺もまた検討していただけたらと思うんですが。

これ、大筋団地A棟と言っているんですけど、それ以外にも新設で新しくつくった住宅、前金区の住宅で新しくつくっているところなんかでも、同じようにスズメの被害、ふんの被害、死骸がたくさん見受けられると入居者のほうが言っております。なぜそのようになるのかというと、自分も行ってきたんですけど、天井にやっぱりすき間があって、スズメの巣をつくりやすいような構造になっているんですね。大筋団地は全部すき間があるものだから、その通路は全部ふんだらけなんですけど、前金区団地のほうは、上り下りする階段だけが天井にすき間があって、そこだけなんです。通路は建物自体が屋根になっていてすき間がないので、そこは落ちてこないんです。

なので、工事段階の設計で、多分これからまた新設する住宅もあると思うんですけど、このスズメの被害のように、入居者が不安になって、後から自分の中で対処しなければいけないのであれば、設計の段階で、まずその見直しも検討していただけたらと思っております。

それだけじゃなく、スズメだけじゃなくて、ほかの部門も、入居者が台風ときには玄関に雨戸がなくて、水がいっぱい入ってくるとか、水を抑えられないからびしょびしょになって床が腐ってくるとか、そういった悩みも結構あるので、そういったものも入居者のほうにちょっと話を聞いて、また新設するときには検討していただけたらなと思っております。

次にいきます。

3番、スズメのふん、またはひなの死骸が大量に通路や玄関前にあり、不衛生である。安心安全な町づくり、住みよい町にしなければならない。町が管理者であるが、町の管理運営の考えを伺う。

1番2番と少し似ていますので、話を簡潔にさせていただいても結構です。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

お答えします。

議員さんのおっしゃるとおり、1番2番と重なる部分もあるんですが、先ほどから言っているように、そのふん、ひなも落ちているということですが、そういう共用部分、階段、廊下あたりについても、入居者の皆様の協力しながら清掃を行っていただきたいと考えております。また、安心安全な町づくり、住みよい町づくりについては、この住宅に限らず喜界町全体のことにかかわってきますので、町民の協力をいただき推進していきたいと考えております。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

1番2番と関連しているので、その中で、公営住宅入居者のしおりの中にも、ちゃんと記載されております。公営住宅の入居者のしおりの中に、喜界町ではよりよい住宅管理を目指してまいります。町営住宅を運営していく上で入居者の皆さん自身で処理していただかなければいけない面もたくさんあり、これには皆さんの御協力が必要となります。各自、お互いの生活を尊重しながら協力し合い、ほかの人に迷惑をかけず、快適な生活を過ごせるよう、重ねてお願い申し上げますと書いております。書いておりますが、やはり先ほども言ったように、できるものできないものがありますし、ほかの棟、住民のトラブル関係もありますので、またこの辺のことも踏まえて、今後また入居者のしおりに入れるなり、説明会を、ぜひ大筋団地だけじゃなくて、ほかの住宅も交って、この鳥のふんに関して説明会を開いて、文書でもいいんですけど、説明していただけたらと思います。

それでは、大きな2番に移りたいと思います。

今年度から、あゆみ幼稚園で試験的にスタートした3歳児3年保育であります。成果と課題、今後の予定、また、3歳児3年保育を、のぞみ幼稚園でもできないか。一括して答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

教育長、積山泰夫君。

[教育長積山泰夫君登壇]

○教育長（積山泰夫君）

榮 議員の御質問、3歳児保育の成果や課題、今後の予定について、お答えいたします。

平成30年8月1日現在、あゆみ幼稚園の3歳児は32名です。新規入園者17名、保育園からの入園者10名、編入など5名です。

3歳児ですので、入園前の生活経験、発達段階すなわち排泄、食事、衣服の着脱、言葉などの個人差が大きいという状況があります。

1学期間、保育を実施した成果としては、1、排泄、食事、衣服の着脱、言葉など、一人一人に合わせた指導・支援や、家庭との連携を十分に図ってきた結果、子供たちはできることが少しずつ増えて、自分でできた喜びと自信を持たせることができた。

2、同年齢や異年齢の友だちとのかかわりの中で、相互に刺激し合い、さまざまなものや事柄に興味・関心を持つことができた。

3、幼稚園生活を楽しみ、喜んで登園している。

4、子供の社会性の発達。挨拶やコミュニケーションなどが得られてうれしいという保護者のコメントなどがある。ということが、挙げられます。また、3歳児保育を実施したことにより、待機児童数がゼロとなっております。

一方、課題としましては、施設面の不便さが指摘されております。あゆみ幼稚園はもともと小学校でしたが、7年前の開園にともなって施設設備の改築・改造が行われました。それでも、3歳児にとっては水道の高さ、器具の使いづらさ、また、園児数が増えたためトイレの数が少ないことが挙げられております。さらには、預かり保育、旧上嘉鉄幼稚園の園舎を利用しておりますが、その人数が増えて、登録者数が55名、1日の利用者は40名弱ですが、預かり保育室が手ぎまになり、トイレの数も少ないという状況になっております。

3歳児保育をのぞみ幼稚園で実施することにつきましては、3歳児を持つ保護者の意向調査を行い、その実数等を基に検討すべき課題だと認識しております。「三つ子の魂百まで」ということわざにありますように、3歳児保育を含め幼稚園教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な教育活動であります。

今後さらに施設・設備の改善や、保護者、地域との連携をもとに、教育活動の充実に努めていきたいと考えております。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

ありがとうございます。すばらしい教育、育成、成長を送れているのかなということを感じております。私は、この3年保育保護者の方からいろいろと話を聞いた中でも、やはりありがたい、子どもを通わせることで保護者の就労もできるし、その中で安定した収入を得られるし、時間をつくれるということで、すごくありがたいなど。継続していただけたらいいのかなと思っております。

また、課題としても施設、今後、施設も検討していかないといけないのかなと思っております。現に、早町地区のほうにのぞみ幼稚園はありますが、のぞみ幼稚園も現在児童が8名だということで、その職員が6名ぐらいいるのかな6名ぐらいいるということで、やはり人数が増えていくについて、職員の数も増やさないといけないと思います。そこも課題だと思っております。

小さい子供たちって、まだ親離れしていない、目の行き届かないところでやはりいろんな事故やら、いろんなこと、物を飲み込んだりとか、いろんなことをする子供たちですので、やはり、職員の数はしっかりと増やしていかないといけない。職員の不足で子供たちの成長をしっかりと送ってあげられなくなるかなと思っております。

これはいろいろと早町地区の保護者、地域の方の声を聞かないと難しい問題ではあると思うんですけど、今、のぞみ幼稚園に生徒、子どもが8名いて職員が6名いるということで、少し余裕があるのかなというところもあって、今すぐではないですけど、今後また、のぞみとあゆみが、もしかしたら一つになる。一つにして、しっかりと子どもたちの教育のため、やはり目の行き届くように環境をつくってあげるのも、また検討していかないといけないのかなと思っております。

それから、また認定こども園などをつくって、子供たちがしっかり通えるような、保護者も一所懸命仕事をして生活の余裕ができるような、そういった体制の対応を検討していかなといけないのかなと思っております。ぜひ、また、早町地区の保護者、地域の方たちといろいろと検討しながら、今後そういう課題をできるようにしていただけたらと思っております。

ちょっと話は飛ぶんですけど、今回の課題の中で親御さんたちの話の中では、運動会・発表会とか、遠足といったものが何か中止になったとかいう話も聞きました。やはり親御さんも小さいときの子供は、そういう行事などいろんなものを写真に撮ったりとか、動画、ビデオで撮ったりとか思い出をつくりたいだろうと思しますので、やはり人手不足とか、要するに施設の環境で、遠足などが中止になったのであれば、今後の課題として、そういう発表会、遠足、いろんな行事等は、せっかくですので、親子で参加して思い出をつくれるような学校教育、学校をつくっていただけたらいいのかなと思っておりますので、その辺のところも検討していただけたらというふうに思っております。

喜界町の未来は、やはり子供たちですので、しっかりと子供たちと向き合って、私たち親、大人がしっかり支えてあげながら、子供の成長を見守っていただけたらと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（外内千里君）

これで、榮 優太君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了します。

△ 日程第5 報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について

△ 日程第6 報告第8号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

△ 日程第7 報告第9号 介護業務の事故による損害賠償の額を定めることについて

○議長（外内千里君）

日程第5、報告第7号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断基準についてから、日程第7、報告第9号、介護業務の事故による損害賠償の額を定めることについてまで、3件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

報告第7号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度の財政健全化判断比率について、別紙のとおり報告するものでございます。実質的な地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担をあらわす実質公債費比率は、平成28年度10.1%より0.5%改善され9.6%で、一般会計、特別会計が借り入れた地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額等について、一般会計が将来負担すると見込まれる額の標準財政規模に占める割合をあら

わす将来負担比率は、平成28年度11.7%から11.7%改善されゼロ%でございます。

今後の見通しといたしましては、実質公債費率、将来負担比率ともに、大型事業にともなう起債の元利償還金等が増えていく見込みのため、少しずつ今後上昇するものと思われま

次に、報告第8号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度資金不足比率について、別紙のとおり報告するものでございます。

本町の公益企業であります簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、屠畜場事業特別会計の資金不足比率はゼロ%でございます。

以上、監査委員の意見書を付して財政健全化法に基づく報告をいたします。

次に、報告第9号、専決処分の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項、1件20万円以下の法律上町の義務に属する損害賠償金を定めることについてにより、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

以上3件、報告を申し上げます。

△ 日程第8 報告第10号 教育委員会活動の点検・評価報告書について

○議長（外内千里君）

日程第8、報告第10号、教育委員会活動の点検・評価報告書についてを議題とします。

報告の説明を求めます。

教育長、積山泰夫君。

[教育長積山泰夫君登壇]

○教育長（積山泰夫君）

報告第10号の教育委員会活動の点検・評価報告書についてであります。平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成20年4月1日に施行されました。教育委員会は毎年、その所管する教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないと定めております。

喜界町教育委員会は、同法、平成27年4月1日一部改正、第26条に基づきまして、平成29年度の教育委員会が所管する事業のうち、教育委員会総務課、防災食育センター、生涯学習課、埋蔵文化財センター、図書館の各施策につきまして、行政評価をいたしましたので、その結果につきまして、お手元にお届けいたしました教育委員会の活動の点検・評価報告書のとおり、当議会に報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（外内千里君）

以上で報告終わります。

△ 日程第9 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（外内千里君）

日程第9、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、お願いいたします。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字手久津久254番地。氏名、本田郁夫。生年月日、昭和28年1月20日
生まれでございます。

お手元に履歴書を添付してございます。同氏の識見を通じて適任と思っておりますので、ぜひ同意
していただきますよう、お願いいたします。

なお、任期は平成30年9月25日から平成33年9月24日の3年間でございます。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会負託を
省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから同意第3号、固定資産評価委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。
この採決は起立によって行います。

同意第3号について、同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（外内千里君）

起立多数です。

したがって、同意第3号、固定資産評価委員会委員の選任については、同意することに決定
いたしました。

△ 日程10 選挙第1号 選挙管理委員の選挙

○議長（外内千里君）

日程第10、選挙第1号、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指定することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会には、益 一幸君、美沢勝秀君、山口政照君、西 徹彰君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、益 一幸君、美沢勝秀君、山口政照君、西 徹彰君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

△ 日程11 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙

○議長（外内千里君）

日程第11、選挙第2号、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、叶 日出克君、吉崎義一君、嶺 啓一君、藤本安満君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、叶 日出克君、吉崎義一君、嶺 啓一君、藤本安満君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充の順番について、お諮りします。

補充の順番は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

△ 日程第12 議案第47号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

△ 日程第13 議案第48号 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第14 議案第49号 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第15 議案第50号 平成30年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第16 議案第51号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（外内千里君）

日程第12、議案第47号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第16、議案第51号、平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第47号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）ほか4件の特別会計補正予算について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第47号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ4億2,122万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億3,872万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、喜界バス車両購入、二酸化炭素を抑制するいわゆるカーボンマネジメント事業、強い農業づくり交付金事業、学校等のブロック塀改修、旧坂嶺小体育館屋根修繕の追加が主なものでございます。

それでは、2ページから4ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各項の増減について説明申し上げます。

歳入の主な増加ですが、2ページをお願いします。地方交付税1億1,764万7,000円、国庫委託金5万4,000円、県補助金1億9,600万7,000円、県委託金1,260万円、寄附金423万1,000円、繰越金2,940万円、雑入631万3,000円、町債9,577万8,000円でございます。

次に、歳出の増額でございますが、3ページをお願いします。議会費4万円、総務費の徴税費35万3,000円、戸籍住民基本台帳費516万3,000円、選挙費43万1,000円、民生費の社会福祉費610万3,000円、保健福祉費1,203万2,000円、児童福祉費490万7,000円、衛生費の環境衛生費1,425万8,000円、水環境費1,560万5,000円、農林水産業費の農業費3億3,468万5,000円、林業費280万円、水産業費97万8,000円、商工費60万円。4ページにいきまして、土木費の土木管理費33万円、道路橋梁費267万3,000円、港湾費224万円、住宅費433万7,000円、都市計画費18万円、消防費793万円、教育費の教育総務費77万円、小学校費151万円、中学校費261万2,000円、社会教育費1,670万9,000円、保健体育費69万5,000円を増額いたしました。

一方、減額でございますが、2ページにいきまして、歳入の国庫補助金197万9,000円、基金繰入金3,883万円を減額いたしました。

歳出の減額でございますが、3ページをお願いします。総務費の総務管理費1,308万5,000円、衛生費の清掃費253万円。4ページにいきまして、教育費の幼稚園費10万5,000円を減額いたしました。

次に、5ページの第2表、地方債補正につきまして、説明申し上げます。

今回の地方債補正は、市町村道路整備事業債、公営住宅建設事業債の限度額を増額し、強い農業づくり交付金事業債を新たに追加いたしました。

一方、減額は臨時財政対策債算定確定に伴うものでございます。

次に、議案第48号、平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ125万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,321万5,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、人員の1名増員による人件費の増額でございます。

次に、議案第49号、平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,671万9,000円とするものでございます。補正の主な理由は、一般管理費で包括的支援事業の人員の増加によるもの

でございます。

次に、議案第50号、平成30年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ9,649万7,000円とするものでございます。補正の主な理由は、保険料還付金の増額によるものでございます。

次に、議案第51号、平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ5,710万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,929万3,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、簡易水道事業工事費の増額によるものでございます。

以上、5件について御説明を申し上げましたが、御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第47号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）についてから議案第51号、平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上5件は、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

-
- △ 日程第17 議案第52号 喜界町アリモドキゾウムシ等防除条例の制定について
 - △ 日程第18 議案第53号 喜界町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第19 議案第54号 喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第20 議案第55号 喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する条例について
 - △ 日程第21 議案第56号 財産の無償譲渡について
 - △ 日程第22 議案第57号 町営住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起について

○議長（外内千里君）

日程第17、議案第52号、喜界町アリモドキゾウムシ等防除条例の制定についてから、日程第22、議案第57号、町営住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起についてまで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第52号から57号まで、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第52号について、御説明申し上げます。

議案第52号、喜界町アリモドキゾウムシ等防除条例の制定について、御説明申し上げます。

アリモドキゾウムシの早期根絶に向けて、地域住民との協力体制を強化し、防除を推進するための条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第53号について、御説明申し上げます。

議案第53号、喜界町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

平成30年10月1日から開始する、県の乳幼児医療給付事業にともなう標記条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第54号、喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

基準条例の一部改正にともない表記条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第55号、喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する条例について、御説明申し上げます。

喜界町老人福祉施設の民営化にともなう関係条例の廃止につきましては、老人福祉法等関係法令に基づく諸手続きを計画的に進め、社会福祉法人による平成31年4月1日からの事業開始に向けまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を前もって求めを起すものでございます。

議案第56号、財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

財産の無償譲渡について、地方自治法第96条第1項6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

喜界町老人福祉施設の移譲法人が、施設の抱えるさまざまな課題や町民の福祉ニーズに迅速対応するとともに、事業運営の安定性・継続性を保護することを目的として、町有財産無償譲渡契約を締結するものでございます。

また、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律に基づいた手続を円滑に進めるため、本議会に諮るものでございます。

無償譲渡する財産、所在は大島郡喜界町大字赤連69番地。物件、特別養護老人ホーム喜界園、3,988平米。所在、大島郡喜界町大字赤連69番地。特別養護老人ホーム喜界園車庫、181平米。所在、大島郡喜界町大字赤連65番地。物件、デイサービスセンター喜界園、464.72平米。無償譲渡の相手方、鹿児島県鹿児島市永吉町2丁目37番14号。社会福祉法人城西福社会理事長日高憲太郎でございます。

次に、議案第57号、町営住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起について、御説明申し上げます。

町営住宅の家賃について、再三にわたる督促にもかかわらず、支払いを怠った賃借人に対し、住宅の明け渡しを求める。当該支払いを怠った賃借人及びその連帯保証人に対し、未払い家賃の支払い及び損害費の支払いを求める訴えを提起するにあたり、地方自治法96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議の上、議決していただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号、喜界町アリモドキノウムシ等防除条例の制定についてから議案第57号、町営住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起についてまで、以上5件は、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第23 陳情第3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書について

○議長（外内千里君）

日程第23、陳情第3号、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第24 認定第1号 平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第25 認定第2号 平成29年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第26 認定第3号 平成29年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第27 認定第4号 平成29年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第28 認定第5号 平成29年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第29 認定第6号 平成29年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第30 認定第7号 平成29年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第31 認定第8号 平成29年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第32 認定第9号 平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（外内千里君）

日程第24、認定第1号、平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第32、認定第9号、平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

認定第1号、平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について、ほか8件の特別会計を一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度の各会計歳入歳出決算について、監査委員の意見書及び主要施策の成果に関する調書を皆様のお手元に配付させていただきましたが、主要施策の成果に関する調書により詳細が説明してございますので、ここでは決算内容の概略だけを御説明申し上げます。

認定第1号、平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について。平成29年度決算につきましては、当初予算の段階において十分御審議をいただいております、さらに国、県の動向により補正予算等の執行を進め、各種事業を実施してまいりました。

主な事業といたしまして、総務費におきましては、集落活性化推進事業助成金、条件福利性改善事業、喜界町光ブロードバンド管理、企業誘致関連事業、ふるさと寄附金事業、地方創生関連事業、参議院議員等選挙費。民生費におきましては、地方改善施設整備事業、高齢者福祉業務、障がい者福祉業務、諸検針業務委託、保健センター及び包括支援センター運営事業、健康増進事業、児童発達支援事業、放課後児童クラブ運営費、児童発達支援事業費。衛生費におきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業、廃棄物収集及び運搬業務委託、焼却灰搬出処理委託、クリーンセンター補修工事、海岸漂着物地域対策推進事業、浄化槽設置整備事業補助金。農林水産業費におきましては、糖業振興費、畜産振興費、地域園芸活性化事業補助金、営農支援センター及び加工販売施設運営事業、県営畑地帯総合整備事業、アリモドキゾウムシ、かんきつグリーンング病等特殊病虫害の防除事業、青年就農給付事業、農業基盤整備促進事業、林業振興費、地籍調査事業、離島漁業再生支援事業。商工費におきましては、商工会運営費補助金、商工振興資金利子補給補助金、イベント支援補助金、公園管理委託費、観光宣伝事業、特産品振興事業。土木費においては、道路新設改良、喜界島港改修工事、地域住宅交付金事業、公営住宅建替工事。消防費においては、消防自動車購入、消火栓設置工事、防災災害対策。教育費においては、給食センター解体工事、地方創生関連事業、学校施設環境改善交付金事業、埋蔵文化財発掘調査、災害復旧費においては農業用水、災害復旧工事、9月豪雨災害復旧工事、道路橋梁部災害復旧工事、公立学校災害復旧工事を実施してまいりました。

平成29年度喜界町一般会計では、73億3,542万6,000円の予算現額に対しまして、歳入決算額62億1,066万4,000円、歳出決算額60億6,448万6,000円、歳入歳出差引額1億4,617万8,000円。翌年度へ繰り越す財源7,677万1,000円を差し引くと、実質収支額6,940万円となり、地方自治法第233条の2の規定により3,500万円を財政調整基金に繰り入れました。

平成29年度決算におきましては、クリーンセンターの修繕費に充てるため、公共施設整備基金から4,727万円、新入学生祝い金事業等に充てるため、ふるさと寄附基金から768万9,000円をそれぞれ繰り入れました。

決算統計の分析では、経常収支比率85.7%、前年度比1.9%の増でございます。路肩工事等の償還開始による公債費の増額等のため、経常収支比率も増加傾向にあります。

実質公債比率は9.6%で、対前年度比0.5%減の状況にあります。一般廃棄物焼却施設整備事業もあり、今後も大型事業が控えておりますので、引き続き健全財政化に努めてまいります。

また、町税の徴収率につきましては、町民の皆様の深い御理解と御協力及び納税義務の意識

向上等により、前年度を0.6%上回り93.8%の徴収率を得ることができました。

次に、特別会計の認定第2号から第9号までの説明を申し上げます。

認定第2号、平成29年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。国民健康保険特別会計事業勘定につきましては、予算現額13億7,253万9,000円に対しまして、歳入決算額13億7,281万2,000円、歳出決算額13億7,039万3,000円、歳入歳出差引額141万9,000円が実質収支額となります。予算対比につきましては、歳入決算額において100.0%、歳出決算額において99.9%の結果になっております。

国保税の現年度徴収率は92.0%で、前年度を1.7%下回っております。今後とも相互扶助の保険制度を理解していただき、徴収努力に努めてまいります。

次に、直営診療施設勘定でございますが、予算現額2,355万2,000円に対しまして、歳入歳出決算額とも2,300万5,000円となっております。

次に、認定第3号、平成29年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成29年度決算につきましては、予算現額8億8,719万6,000円に対しまして、歳入決算額8億8,769万5,000円、歳出決算額8億7,433万8,000円、歳入歳出差引額1,335万7,000円が実質収支額となっております。予算対比につきましては、歳入決算額において100.1%、歳出決算額において98.6%の結果になっております。

次に、認定第4号、平成29年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。平成29年度決算については、予算現額9,372万1,000円に対しまして、歳入決算額9,539万4,000円、歳出決算額9,337万3,000円、歳入歳出差引額202万1,000円が実質収支額となっております。予算対比につきましては、歳入決算額において101.8%、歳出決算額において99.6%の結果となっております。

次に、認定第5号、平成29年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について。平成29年度決算につきましては、予算現額3億3,943万1,000円に対しまして、歳入決算額3億3,965万5,000円、歳出決算額3億2,727万6,000円、歳入歳出差引額1,237万9,000円が実質収支額となっております。予算対比につきましては、歳入決算額において101.1%、歳出決算額において96.4%の結果となっております。

次に、認定第6号、平成29年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について。平成29年度決算につきましては、予算現額433万8,000円に対して、歳入歳出決算額とも107万8,000円となっており、予算対比については、歳入歳出決算額とも24.9%の結果となっております。

次に、認定第7号、平成29年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、平成29年度決算につきましては、予算現額8億7,221万5,000円に対しまして、歳入歳出決算額とも8億4,632万7,000円となっております。予算対比につきましては、歳入歳出決算額において97.0%の結果となっております。

次に、認定第8号、平成29年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。平成29年度決算は、予算現額5,354万円に対しまして、歳入歳出決算額とも5,329万2,000円となっております。予算対比につきましては、歳入歳出決算額とも99.5%の結果となっております。

次に、認定第9号、平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成29年度決算につきましては、予算現額1億8,855万4,000円に対して、歳入歳出決算額ともに1億8,641万9,000円となっております。予算対比につきましては、歳入歳出決算額とも98.8%の結果となっております。

以上、一般会計及び特別会計の決算の概略を説明申し上げましたが、平成29年度決算につきましては、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力のもと、おおむね所期の目的を達成することができました。依然として厳しい財政状況の中ではありますが、最少の経費で最大の効果を上げられるよう住民福祉の向上に努力してまいります。

よろしく御審議の上、認定していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（外内千里君）

これから総括質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

総括質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、議長並びに監査委員を除く10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

本件については、10名の委員の構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定いたしました。

これより決算審査特別委員会の正副委員長の互選をしていただきます。委員会の場所を議員控室といたします。

しばらく休憩を取ります。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時54分

○議長（外内千里君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定しました旨、通知がありましたので報告します。

委員長に上間一寛君、副委員長に榮 哲治君と決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月20日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午前11時55分

平成 30 年第 3 回喜界町議会定例会

平成 30 年 9 月 20 日

(第 2 日)

平成30年第3回喜界町議会定例会

平成30年9月20日（木曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第47号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第2 議案第48号 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第49号 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第50号 平成30年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第51号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第52号 喜界町アリモドキノウムシ等防除条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第54号 喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第55号 喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する条例について
- 日程第10 議案第56号 財産の無償譲渡について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第11 議案第57号 町営住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起について

[決算審査特別委員長報告]

- 日程第12 認定第1号 平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成29年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成29年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成29年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第5号 平成29年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第6号 平成29年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第7号 平成29年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第8号 平成29年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第20 認定第9号 平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第58号 喜界町ごみ焼却施設建設工事の工事請負契約の締結について
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補 佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	嶺 義久君
教 育 長	積山 泰夫君	総 務 課 長	金江 茂君
企画観光課長	富 充弘君	住民課長補佐	盛 実君
保健福祉課長	吉行 進君	税 務 課 長	武藤 裕和君
農業振興課長	吉沢 伸一君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	会 計 管 理 者	愛津 克浩君
老人福祉施設長	徳 勝志君	農委事務局 長	岩松 利和君
消 防 分 署 長	前泊 哲治君	教委総務課長	菊地 典子君
生涯学習課長	來 和法君	あゆみ幼稚園長	乾 みち子君
行政 管理 監	中村 幸雄君		

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第47号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（外内千里君）

日程第1、議案第47号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。

各委員長の報告を求めます。初めに総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

おはようございます。

去る9月6日、本会議において当総務文教常任委員会に付託された議案第47号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）の当委員会分について審査が終了いたしましたので、報告いたします。

委員会は9月11日、委員全員出席のもと、委員会日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

補正予算は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,122万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億3,372万3,000円とするものであります。

それでは、各所管分について申し上げます。

総務課所管分について。

予算書は8ページ、歳入の主なものは、地方交付税の普通交付税1億1,764万7,000円の増額であります。

次に、予算書は9ページ、雑入の一般コミュニティーの助成事業250万円の増額は宝くじ助成金です。消防団員安全装備品整備等助成事業助成金105万5,000円の増額は、消防団員のかっぱ購入費です。

次に、予算書は10ページ、歳出の主なものは、庁舎管理費の需用費400万円の増額は空調等修理であります。委託料300万円の減額は業務用空調点検委託料で、設備の状態がよくないために今年は削減するものであります。情報無線施設管理費の需用費8万3,000円の増額はバッテリー修繕分です。諸費の負担金、補助及び交付金の一般コミュニティー事業助成金250万円の増額は白水集落分であります。行財政改革費の旅費116万1,000円の増額は制度改正に伴うものであります。

次に、予算書は11ページ、負担金、補助及び交付金7万円の増額は研修会参加費です。税務総務費の旅費7万3,000円の増額は鹿児島出張追加分で、台風の影響によるものです。

次に、予算書は19ページ、非常消防費の需用費110万5,000円の増額は消耗品費です。防災・災害対策費の委託料549万8,000円の増額は不発弾処理用防護壁作製委託料で、6月と7月の2回分です。

次に、主な質疑について申し上げます。

消防団員のかっぱ購入についての質疑に、これまでは個人負担であったが、今回、各分団全員に100%補助で購入します。

行財政改革に伴う今後の対応と方向性についての質疑に、窓口業務外部委託を実施している自治体もあるが、町内に人材派遣会社もなく、臨時職員については会計年度任用職員としての対応を考えている。また、各課の再編等、検討が必要である。各課、各係の担当等についても検討が必要である。人件費は増えていくが、国からの支援はないということであります。

次に、企画観光課分について申し上げます。

歳入はございません。

予算書は10ページ、歳出の主なものは、文書広報費の旅費10万1,000円の増額は普通旅費で、広報紙づくりの研修会分です。役務費の手数料5万円の増額は手数料で、交換レンズオーバーホール料です。企画費の旅費の普通旅費20万4,000円の増額は奄振関係その他の出張に備えるものであります。費用弁償13万円の増額は電子入札システム操作説明講師分です。諸費の負担金、補助及び交付金の地方公共交通特別対策事業補助金528万1,000円の増額は奄美交通（株）喜界バスの小型バス購入費です。

次に、予算書は11ページ、地域おこし協力隊員の報酬16万6,000円の増額は隊員の1カ月分の追加分です。負担金、補助及び交付金100万円の増額は地域おこし協力隊員事業支援補助金であります。

次に、予算書は18ページ、観光費の役務費の60万円の増額は手数料で、グリーンワーカー事業で、環境省からの100%補助金で海岸清掃と外来生物調査をサンゴ礁科学研究所へ依頼するものであります。

次に、主な質疑について申し上げます。

バスの保有台数についての質疑に、大型3台、小型1台です。

利用状況についての質疑に、時間帯によって違いがあり、営業収入は700万円ぐらいで、補助金で運営しております。補助金の割合は県が22%、町が57%、自己財源21%であります。

次に、建設課分について申し上げます。

予算書は8ページ、歳入の主なものは、土木国庫補助金の住宅費補助金2,254万8,000円の減額は公的賃貸住宅家賃低廉化事業補助金250万円、社会資本整備総合交付金2,004万8,000円です。道路橋梁費補助金の1,050万円の増額は社会資本整備総合交付金であります。

次に、予算書は17ページ、歳出の主なものは、漁港整備費の需用費97万8,000円の増額は修繕料で、小野津グラウンドバックネットの修繕料であります。委託料650万円の増額は工法の見直しのため、工事請負費650万円の減額は来年度、改めて実施するためであります。

次に、予算書は18ページ、道路新設改良費の委託料1,000万円の減額と工事請負費960万6,000円の減額は、工事を来年へ変更するためであります。公有財産購入費926万3,000円の増額は道路改良用地購入費であります。補償、補填及び賠償金の1,201万6,000円は道路改良補償費です。

次に、予算書は19ページ、地域住宅交付金事業費658万円の増額は工事請負費、都市計画整備費の需用費18万円は印刷製本費です。

次に、主な質疑について申し上げます。

漁港整備費の委託料の増額、工事請負費の減額についての質疑に、荒木漁港防波堤の修繕費として当初計上したが、被害が大きくなり、工法の見直しのため再度調査し、来年度に工事を改めて実施するためであります。

道路新設改良費の道路改良舗装工事の減額、道路改良用地購入費の道路改良補償費の増額についての質疑について、中里ふくり前の道路で用地補償、用地購入、建物補償等のみを実施し、工事は来年度、実施するものであります。

地域住宅交付金事業の工事請負の増額についての質疑に、ストック事業で既設住宅の修繕、壁の防水等の費用のための増額であります。

次に、教育委員会総務課分について申し上げます。

予算書は9ページ、歳入の主なものは、教育振興寄附金の教育寄附金261万1,000円は教育備品購入に伴う指定給付金で、南日本ハウス株式会社からの寄附金であります。

次に、予算書は20ページ、歳出の主なものは、事務局費の貸付金96万円の増額は町奨学資金貸付金です。学校建設費の需用費151万円の増額は修繕費です。教育振興費の備品購入費261万2,000円は教育備品費です。幼稚園費の旅費13万5,000円の増額は普通旅費、需用費の150万円の増額は修繕料です。

次に、質疑の主なものについて申し上げます。

指定寄附金の使い方の質疑に、ICT関係教育備品購入のための寄附金で、備品は55型液晶テレビ1台、ノートパソコン11台、iPad、書画カメラ等であります。

町奨学資金貸付金についての質疑に、平成29年度分の医療1名、農業1名分です。

次に、教育委員会生涯学習課について申し上げます。

予算書は8ページ、歳入の主なものは、教育費委託金の埋蔵文化財発掘調査委託金1,260万円の増額は発掘委託金で、荒木中央540万、手久津久720万円です。

次に、予算書は21ページ、歳出の主なものは、学校管理費の需用費571万円の増額は修繕費で、旧坂嶺小の体育館の屋根の修繕であります。文化財保護費の備品購入費280万円の増額は軽自動車購入費80万円、備品購入費で旧荒木小のクーラー2台分、滝川事務所クーラー1台分です。

予算書は22ページ、埋蔵文化財発掘調査費の委託料1,220万円の増額は図面作成委託料500万円、石器等実測220万円、発掘調査業務民間委託料500万円です。使用料及び賃借料の123万9,000円の増額は車借り上げ料5万円、遺構実測機リース料18万円、遺物自動マーキングシステム100万円、レベルリース料9,000円です。

次に、質疑の主なものについて申し上げます。

各学校体育館の状況についての質疑について、旧荒木小、旧坂嶺小、旧小野津小の体育館の屋根を財産管理課とともに調査をしてもらった結果、旧荒木小は全面張りかえが必要、旧坂嶺小は一部、板金修繕可能で、今回、補正予算に計上いたしました。

以上で審査を終了し、当委員会は討論なく、議案第47号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（外内千里君）

続いて、産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

おはようございます。

総務文教委員長に引き続きまして、産業福祉常任委員会委員長報告を申し上げます。

平成30年9月6日の第3回定例会において当委員会に付託されました議案第47号から議案第56号までは本会議において提案理由について町長より説明を受けましたが、さらに詳細な説明を受けるため、全委員出席のもと委員会を開催し、審査期間を9月11日の1日間と定め、担当課長の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。その審査が終了いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第47号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,122万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,372万3,000円とするものであります。

保健福祉課所管分について、主なものについて申し上げます。

歳入は8ページ、款の14国庫支出金、目の民生費国庫補助金、項の4児童福祉費補助金20万円は子ども・子育て支援交付金であります。早町の放課後児童クラブの児童数が増えてきましたので高学年と低学年に分けたほうがよいのではないかとの要望がありました。ということで、農業振興課の木のあふれるまちづくり事業を活用して30平方メートルの一つの部屋をつくることになっております。これにより、エアコンの設置についてもこの交付金を使って設置しようとするものであります。

款の15県支出金、目の2民生費県補助金20万円は地域子ども・子育て支援事業補助金で、同じであります。

歳入は9ページ、款の20、目の3雑入、項過年度収入分で、子どものための教育・保育給付費国庫負担金117万2,000円、子どものための教育・保育給付費県負担金58万6,000円です。

歳出は12ページ、款の3民生費、目の1社会福祉総務費、28の繰出金、国民健康保険特別会計繰出金712万円、介護保険特別会計繰出金37万5,000円は特別会計のほうで説明申し上げます。後期高齢者医療費、療養給付費負担金、目の5、2万5,000円は額の確定によるものであります。ほか、システム改修費4,000円であります。

歳出は13ページ、目の9母子保健事業費、報償費で11万6,000円、健診関係臨時雇用職員分です。目の14健康増進事業費、8の報償費17万1,000円は同じく健診関係報償費で、月1回、金曜日と土曜日に行われています体操教室の臨時職員雇用分であります。

目の1児童福祉総務費、12の役務費38万円は分筆登記手数料であります。これにつきましては、先に保育所建設に係るもので、役場に隣接する下のほうに3筆を購入するということになっておりますが、そこの公園の一部、ちょっと出っ張ったところを含んで建設用地にしようということでもあります。今後、そのために分筆登記が必要であるとのことで、そのための手数料であります。13の委託料、子育て支援センター事業委託料で13万2,000円、これは保育所等に行っていないお子様たちを親子で遊ばせたり情報交換をする事業であります。国の基準変更

に伴い増額となっております。23の償還金163万円の内訳は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金返納金37万8,000円、子どものための教育・保育給付費県負担金返納金18万9,000円、子ども・子育て支援交付金返納金106万3,000円であります。

歳出は14ページ、目の5放課後児童クラブ運営事業費、18の備品購入費65万円は早町児童クラブのエアコン代であります。旅費の17万5,000円は管理責任者研修費であります。役務費の9万2,000円は湾幼稚園のタイヤの遊具が老朽化で、安全性を考慮して撤去するための手数料であります。23の償還金13万1,000円は障害児通所給付費等国庫負担金返納金8万7,000円と県負担金返納金4万4,000円であります。

一般会計保健福祉課関連歳入歳出は以上であります。

次に、住民課所管分について申し上げます。

歳入は8ページ、款の14国庫支出金、目の民生費国庫補助金、項の6カーボン・マネジメント強化事業補助金986万9,000円。目の1民生費委託金、項の1社会福祉費委託金、年金生活者支援給付金支給準備事務交付金で5万4,000円、これはシステム改修費です。

歳入は9ページ、目の3雑入、家電リサイクル海上輸送費助成金100万円です。

歳出は11ページ、款の2総務費の目の1戸籍・住民基本台帳費、7の賃金95万8,000円は事務用人料であります。18の備品購入費20万円は共用備品費で、検印・証明書用の割印機であります。

歳出は12ページ、目の2国民年金事務費、19の負担金、補助及び交付金、国民年金システム改修負担金7万円は年金生活者支援給付金の支給に関するものであります。

歳出は14ページから15ページ、款の4衛生費、目の1環境衛生総務費、9の旅費10万3,000円、13の委託料1,000万円、負担金120万円、これは全てカーボン・マネジメント強化事業費に対応するものであります。

目の2火葬場費です。11の需用費100万円は修繕料です。修繕の内容につきましては、サッシやドア等、部分的な補修であります。

目の1巡回処理費、13の委託料297万円。内訳は焼却灰搬出処理費委託料が157万円、使用済み蛍光灯及び乾電池運搬処分手数料80万円、小型家電収集運搬委託料60万円であります。

主な質疑を申し上げます。

カーボン・マネジメントとは具体的にどんな感じでありますか、また委託ですかということに対しまして、課長の答弁によりますと、喜界町役場として個の事業体で幾ら地球温暖化の防止に役立つように実行計画を立てなさいということで、業務委託であります。補助率は100%ですが、それでも補助対象とならないものがあるのでただいま調整中との答弁でございました。

次に、水環境課分について申し上げます。

歳入はなく、歳出は15ページ、款の4衛生費、水環境総務費、28の繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金2,410万5,000円あります。内訳につきましては特別会計で説明申し上げます。

次に、農業振興課分について申し上げます。

歳入は8ページ、款の15県支出金、目の3農林水産業費県補助金、強い農業づくり交付金事業補助金1億9,580万7,000円はデトラッシャー更新に係る部分で、実際は国の補助金であります。県を通してということで県支出金のほうで計上してあります。

歳入は9ページ、款の17寄附金、目の7地域振興寄附金、休養村綴帳取りかえに伴う指定寄附金で、162万円であります。これは国分ハウジングの久保氏の御厚意によります寄附金であります。

款の21町債、目の3辺地対策事業債、項の14強い農業づくり交付金事業債1億円は生活用施設更新事業負担金です。これもデトラッシャー関係の起債であります。

歳出は16ページ、款の5農林水産業費、目の11農業振興費、マイクロバス借り上げ料は10万円の減額でございます。

目の12糖業振興費、19負担金、補助及び交付金2億9,580万7,000円。その内訳は、強い農業づくり交付金事業負担金1億円、財源は起債であります。事業主体は開発組合であります。強い農業づくり交付金事業補助金1億9,580万7,000円は、国からの補助金を町を經由して開発組合へということになります。

目の20自然休養村管理センター運営費、11の需用費190万円。内訳は、消耗品費8万円、防災関連事業で設備改修の関連消耗品費でございます。修繕料182万円のうち寄附金の162万円が綴帳の据えつけ・取りかえ分で、残り20万円はその他の設備の修繕料として計上してあります。役務費の2万円は、改修に伴う宿泊等もできますので、シーツとかのクリーニングをするための手数料であります。

歳出は17ページ、目の40農地費、9の旅費26万5,000円、災害関係の変更申請のための普通旅費でございます。11の需用費20万円、これは試験堆肥づくりのための薬品、温度計等の購入費であります。13の委託料750万円のうち730万円が畑総の喜界中部地区の委託になります。残り20万円が試験堆肥の委託費で、ただいま2社、峰山さんと栄さんということで計画をしております。測量設計委託料200万円は、アマル地区の災害がありました。伊実久側と伊砂側とに二つの山がありますが、その共有地との境界がはっきりしない部分に、業者の方をお願いして、地域境界確定のための測量委託料であります。19の負担金、土地改良施設維持管理適正化事業特別賦課金47万2,000円、これは来年度、事業採択予定になっております。地区外の中里のコイン施設の分の賦課金5年間ですが、水が来ることになっておりますがまだまだ先の話でありますので、水が来るまでは地区外も修繕なり取りかえなりをしていくという形を今考えておるとのことです。

目の1林業費、15の工事請負費280万円は木のあふれるまちづくり事業工事です。これは早町児童クラブは今回、木のあふれるまちづくり事業であります、その補助対象外の部分となります。

主な質疑といたしまして、国分ハウジングの久保氏からの寄附は非常にありがたいのですが、用途は本人から指定があったのでしょうかに対し、課長より、特に指定はありませんでしたが、施設を新設するのも難しい中で、充実させていこうという方針で進めておりますので、活用させていただきますとの答弁でございました。

2点目に、デトラッシャー関連で、生和糖業との連携はとれていますかと質問がございましたが、課長より、関係団体の方との大枠での調整はできている。話し合いの過程で二転三転もあったが、最終的にはやはり経済的にもある程度効果があるということで、島全体で農業に係る人手不足を確保するためにも有効であると思っているとのことです。

以上で審査を終了し、ほかに質疑・討論はなく、採決に入りました。異議なしとみて、当委員会は議案第47号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第47号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第48号 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第3 議案第49号 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第4 議案第50号 平成30年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第5 議案第51号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（外内千里君）

日程第2、議案第48号、平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第5、議案第51号、平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上4件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

それでは、これより特別会計につきまして御報告を申し上げます。

まず、議案第48号、平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ825万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ 9 億3,321万5,000円とするものであります。

主な歳入は、6 ページ、款の10繰入金、目の1 一般会計繰入金712万円、これは職員給与費等の繰入金になります。当初、国民健康保険の特別会計から出すべきものを一般会計から出していたためであります。

款の12諸収入、目の1 延滞金、目の1 一般被保険者延滞金 1万9,000円、目の5 一般被保険者第三者納付金67万7,000円、これは交通事故 1 件によるものです、目の7 一般被保険者返納金現年度分 1万6,000円、過年度分は42万3,000円です。

歳出は7 ページ、款の1 総務費、目の1 一般管理費、給与・職員手当・共済費、先ほどの一般会計繰入金の内訳になります。12役務費の通信運搬費20万円は、保険証の送付や通知等に使う費用であります。19の負担金27万円はシステム改修費であります。

款の9 諸支出金、目の10償還金84万5,000円は退職者医療交付金返納金であります。

次に、議案第49号、平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億4,671万9,000円とするものであります。

歳入は6 ページ、款の1 介護保険料、目の1 第1号被保険者保険料28万5,000円は前年度普通徴収保険料です。

款7 繰入金、目の5 その他一般繰入金37万5,000円は事務費繰入金です。

歳出は7 ページ、款の1 総務費、目の1 一般管理費、11の需用費 4万6,000円は介護保険法の実務と追録等の消耗品であります。

款の3 地域支援事業費、目の1 介護予防事業費、消耗品費の6万円、印刷製本費の7万円、これにつきましては、現在、喜界町ではいきいき百歳体操、いわゆるころばん体操、喜界町の言い方、島言葉でマグミ体操とも言うそうです、そのための必要経費であります。目の2 包括支援事業費は手当と共済負担金であります。

引き続き、議案第50号、平成30年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,649万7,000円とするものであります。

歳入は6 ページ、款の5 諸収入、目の2 還付加算金 1万1,000円です。2の雑入、保険料還付金15万6,000円です。

歳出は7 ページ、款の3 諸支出金、目の1 保険料還付金、後期高齢者保険料還付金15万6,000円、後期高齢者保険料還付加算金 1万1,000円であります。これは相続人がいないとか所得不明等で現在までとまっていたもので、解明したことによる歳出分でございます。

次に、議案第51号、平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,710万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億2,929万3,000円とするものであります。

歳入は7 ページ、款の2 国庫支出金、目の1 簡易水道施設費国庫補助金、西部地区統合事業費1,650万円です。一般会計繰入金2,410万5,000円です。

款の7 地方債、目の1 簡易水道施設事業債820万円は統合事業のためです。目の2 辺地対策事業債830万円も統合事業のためのものであります。

歳出は8ページ、款の2施設費、目の1簡易水道施設整備費、15の工事請負費、簡易水道整備事業工事費5,400万円。補助金の内訳、内示額が増になった分と単独費給水と朝日酒造への補償金の分であります。

ほかに質疑・討論はなく、議案第48号から議案第51号までは異議なしとみて、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で御報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号から議案第51号まで、以上4件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第48号から議案第51号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号、平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第51号、平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの4件については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第52号 喜界町アリモドキゾウムシ等防除条例の制定について

△ 日程第7 議案第53号 喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について

△ 日程第8 議案第54号 喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（外内千里君）

日程第6、議案第52号、喜界町アリモドキゾウムシ等防除条例の制定についてから、日程第8、議案第54号、喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

では、引き続き申し上げます。

議案第52号から第54号まで、条例案件の3件を一括して御報告を申し上げます。

議案第52号、喜界町アリモドキゾウムシ等防除条例の制定について。

喜界町アリモドキゾウムシ等防除条例。（目的）第1条、この条例は、防除区域においてアリモドキゾウムシ等の蔓延を防止することにより、サツマイモの生産の安定を図ることを目的とする。以下はお目通しください。附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第53号、喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について。

喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例（昭和48年喜界町条例第503号）の一部を次のように改正する。以下省略し、新旧対照表をお目通しください。これは、県の乳幼児医療費助成に係る改正に伴うものであります。附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年10月1日以降の診療分から適用するものであります。

次に、議案第54号、喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年喜界町条例第25号）の一部を次のように改正する。以下、省略します。新旧対照表をお目通しください。子育ての環境整備につながる条例変更で、条件の拡大をうたっている条例であります。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、議案第52号から議案第54号までの3件は、質疑・討論なく、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

御報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号から議案第54号まで、以上3件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第52号から議案第54号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、喜界町アリモドキゾウムシ等防除条例の制定についてから、議案第54号、喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの3件については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（外内千里君）

会議を再開いたします。

△ 日程第9 議案第55号 喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する条例について

△ 日程第10 議案第56号 財産の無償譲渡について

○議長（外内千里君）

日程第9、議案第55号、喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する条例についてから、日程第10、議案第56号、財産の無償譲渡についてまで、以上2件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

それでは、議案第55号、喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する条例について、申し上げます。

喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する条例。次に掲げる条例は廃止する。1、喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例（昭和50年喜界町条例第559号）。次、2番目に、喜界町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成3年喜界町条例第29号）。3番目に、喜界町老人福祉施設事業基金条例（平成22年喜界町条例第17号）。附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

引き続き、第56号まで申し上げます。

議案第56号、財産の無償譲渡について。財産の無償譲渡について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるといふことで提出されております。無償譲渡をする財産。所在、大島郡喜界町大字赤連69番地。物件、特別養護老人ホーム喜界園（3,988平方メートル）。所在、大島郡喜界町大字赤連69番地。物件、特別養護老人ホーム喜界園車庫（181平方メートル）。所在、大島郡喜界町大字赤連65番地。物件、デイサービスセンター喜界園（464.72平方メートル）。無償譲渡の相手方、鹿児島県鹿児島市永吉二丁目37番14号、社会福祉法人城西福社会理事長、日高憲太郎。

無償譲渡の目的でございますが、喜界町老人福祉施設の移譲法人が施設の抱えるさまざまな課題や町民の福祉ニーズに迅速に対応するとともに、事業運営の安定性と継続性を確保することを目的とするものであります。

次に、申し上げます。無償譲渡に対しまして、大きく次の理由により無償譲渡契約を締結するものであります。一つ、初期負担の軽減で施設の抱える課題解決に迅速に対応できるとともに、運営の安定性、継続性が確保できる。2番目に、初期負担の軽減で計画的、機動的に施設の整備が実施できる。3番目に、地域における公益的な取り組みを積極的に実施できる。これ

は社会福祉法に規定されております。4番目に、良好なパートナーシップの構築につながる。5番目、特養の運営を希望する事業者の減少により施設整備が進んでいない全国的な状況を勘案しております。6番目に、公的事業の継続であるということ。7、国庫返納が生じない。仮に有償譲渡をした場合は、貸し付け等でも国庫返納が生じます。そういうことで、財産処分については、補助金等の交付の目的やその財産の耐用年数を勘案して、厚生労働大臣が定める期間を経過するまでは国庫補助金分は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により九州厚生局長の、県補助金は鹿児島県補助金等交付規則に基づく知事の承認を受ける必要があるからであります。その後、両議案が議決されましたら、11月ごろから指導を受けながら進める手はずになっております。

以上で、当委員会は、両議案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

御報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ただいまの常任委員長の報告であります。これは一般質問の中でも無償譲渡にかかわる理由については執行部のほうからさまざまな説明をされたところであり。そこで伺いたいの、国庫に返納する場合に、比率及び金額を教えてください。

○議長（外内千里君）

安田英次郎君。

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

これは反対討論じゃなくて、ただ比率を聞くだけですか。

○3番（良岡理一郎君）

質疑です。

○議長（外内千里君）

質疑。委員会の中で尋ねられたことであれば発言してください。

[「いや、だから、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

そのことについて触れていなかったら発言する必要はありません。

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

返納の比率に対する、貸し付けや無償譲渡に対して返納するとかいう分の説明は委員会の中ではしていませんので、どうしても必要であれば担当課長に御質問してください。

私のほうからは以上であります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

はい、良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

担当課長に。答弁できますか。

○議長（外内千里君）

できません。

○3番（良岡理一郎君）

できないんですね。

○議長（外内千里君）

はい。

[「そういうことです」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

いいですか。これは委員会の中で質疑していなかったら、そのことについては先ほど委員長が報告したように、はっきりなしということです。

○3番（良岡理一郎君）

では、なしということで、はい。

○議長（外内千里君）

はい、ということです。

[「これ、返納ということはない。考えておりません」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対する発言を許可します。良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

私は議案第55号、喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する条例について及び議案第56号、財産の無償譲渡について、二つの議案に反対をします。

この二つの議案は、老人福祉施設、すなわち喜界町特別養護老人ホーム喜界園と喜界町老人デイサービスセンター喜界園の二つの施設を民間に移譲するためのものであります。執行部としましては、この議会の議決を得て民間の移譲法人候補者を移譲法人として正式決定をする、それを今、求めているわけであります。その手続なくしては民営化はできません。その前提の上で、私は会議原則、討論一人一回の原則にのっとりて反対討論を行います。

先ほど議長の許可は得てありますけども、ちょっと喉が痛いものですから水を飲みながらということで、よろしくをお願いします。

以下、反対理由を述べます。

一つ、町民の共有財産であります老人福祉施設の安易な無償貸与・譲渡は町民の理解は得られません。喜界町老人福祉施設民営化移譲法人募集要綱、これは去年の12月に公表している部分であります、それによりますと、今回にかかわる財産の移譲方法は三つであります。

一つは、土地については町との契約により10年間の無償貸与とする。また無償貸与10年間経過後につきましては契約満了期限前に町と協議の上、更新できるものとする。つまり、土地については事実上、永遠に無償貸与すると、こういうふうな内容であります。

二つ目には、建物については、移譲する施設の建物及び付随する工作物をそのまま継続して

使用する場合には町との契約により無償譲渡とする。つまり、ただで上げるという、こういうことでもあります。

3番目には、備品等については、施設の運営に必要な備品については無償譲渡する。これはある意味、当然であります。財産という観点からすれば相当な金を投入していることは間違いありません。そして、現時点の時価評価が不明な備品を外しましても、土地の取得価格、建物の建設価格は合わせて何と9億4,551万にも上ります。主な特老喜界園とデイサービスセンター喜界園の建物・土地の価格について見てみますと、特老喜界園は建物7億4,550万円、土地8,840万7,000円、合わせまして8億3,390万7,000円の税金を投入しているわけであり。デイサービスセンター喜界園は建物7,725万円、土地が3,435万3,000円、合わせて1億1,060万3,000円です。合わせますと先ほど申し上げました9億4,551万円です。

それと、その建てた建物が築何年たっているか、将来どのぐらい使えるのかということも非常に重要でありますけれども、特老喜界園につきましては築後20年です。一般的なコンクリートの建物は40年から45年使えるというふうに言いますから、今後使おうと思った場合はその程度の時間軸が十分使えるということになります。そして、デイサービスセンターにつきましては、若干古いんですが、これが築26年です。うまくすればまだあと20年は使える、こういうふうな施設であります。その9億4,551万、巨額な税金が今既に投じられているわけであり。

今回の論戦の中で執行部は全国の特老の95%は既に民営化され、本町の民営化は遅きに失しているというふうに述べております。では、民営化されました自治体での財産処分の方法については調べたのでありましょか。少なくともこの議会の場でどういうふうに処分したかは一言も説明をされておられません。また、執行部は赤字になってからは民間は引き受けない、施設が新しいうちに民営化しなければ引き受け手がないとの認識で答弁をされております。私が調査し、この議会の場でも紹介しているところでありますが、調査すればするほど執行部にとっては不都合な事実がどんどん出てまいります。具体的に見ていきたいと思っております。ちょっと失礼。

まず、近隣自治体ということでは、徳之島町の徳寿園であります。ここは長期入所80名、短期9名。ほぼ喜界園と同じボリューム、規模というふうに捉えてよろしいかと思っておりますが、社会福祉法人徳之島愛心会の方の説明によれば、海岸沿いにあります旧徳寿園について、町から無償で移譲を受け平成23年4月に開所しましたが、既にその時点でこの施設は老朽化しているから別のところに移ろうと、こういうことが内々あったようですが、老朽化のため、法人は2年後には別の場所に土地を手当てして、建物は鹿児島県から2億9,000万円の補助を受け、総額7億5,000万かけて新徳寿園、あえて新と言いますが、今の徳寿園ができているということです。これが平成25年12月に開設をしております。これが民営化検討委員会の皆さんが直接、見学されました徳寿園の建物であります。費用は全て法人が持つということですね。無償譲渡ではありません。

そして、奄美市旧笠利町の笠寿園であります。ここは規模はちょっと小さいので、長期入所50名、短期入所12名ということになりますから喜界園のほぼ半分というボリュームかと思っております。ここは6社で競争入札をしまして約2億2,000万円で処分を

しております。2億2,000万円です。当局の当初の見込みはたかが7,000万円でしたから、実態は3倍の価格で処分できているわけです。それだけ収入が増えたということになるわけであり、特老施設については当局が考えるより市場は高く評価していると、この事実はよく知っておく必要があるだろうというふうに思います。

それと、本議会の産業福祉常任委員会での所管事務調査で行きました沖縄県の宜野湾市でありますけども、ここは長期入所70名の福寿園という施設です。ここは赤字で非常に困っているということで一般会計からの繰り入れも相当あって、今後も赤字が増えそうだと。こういう中で、それでも平成27年に社会福祉法人喜寿会が受けまして開設をしております。建物は無償譲渡、土地は有償譲渡です。ただではありません。つまり、赤字の小さな施設でもただでは上げていないということです。そこはしっかり見ておく必要があると思います。

今紹介しました3自治体のように、多くの自治体は町民の財産を大切に扱っているのです。しかも、経営が赤字とか施設が老朽化したとかの理由で引き受け手がいないとの事実は確認できません。喜界町のように土地は無償で貸し、建物と備品はただで上げる大盤振る舞いの事例はないわけであります。私は、安易に無償化するのではなく、ほかの近隣自治体のように適切な価格を確保すべきであるというふうに考えます。

次に、1社しか応募しなかったということとの関係であります。今回の公募に関しまして、これだけ土地・建物を無償にして応援しても1社しか応募がなかったのではないかという論調が散見されているわけですが、これは本質においては問題点の把握を間違っているというふうに私は思います。深刻な介護業務にかかわる人手不足の解消策が見当たらない、そのためにこの公募には応募しなかったと。後ほど細かく触れますけども、これが今回の1社しか応募しなかった理由であります。

また、この95%民営化論は、長いものには巻かれろとの同調の最たるものであります。今回の行財政改革の背景でもあります平成の大合併では、全国の市町村が約3,300から約1,700に半減をしております。しかし皆さん、この喜界町はこの平成の大合併の荒波にのみ込まれることもなく、当時、国の地方交付税をはじめさまざまなあめとむち、こうして今日、1町1島を立派に維持できているではありませんか。喜界町は当時、そういう、まさに長いものに巻かれろということでやっていなかったのであります。このことにつきましては島内外の方々が高く評価するところであります。そういったこれまでの現場職員の皆さんの長年にわたる努力を十分に評価しないなら、加えて行財政改革推進委員会提言書をまとめられた町民の努力、それらを見無視するような今回の安易な無償譲渡は行政トップの老人福祉の充実への気概のなさを示すもので、大きく失望せざるを得ません。

次に、執行部は喜界園の民営化は遅きに失したということをつたつたわけであり、そのことによって町財政が悪化するとか、あるいは介護サービス水準が下がったの不都合は起きていないわけであります。財政面で言えば、むしろ老人福祉施設事業特別会計はこの7年間で毎年、積立額を増やし、現在約2億1,300万に達しております。黒字です。現在の単純平均しますと3,000万の収支が出てくるわけでありますが、それを積み立てて、先ほど紹介しました施設の築年数分を今後20年使えるというふうにしますと、今の水準で運営したとしても6億円の基金積み増しの可能性があるわけです。

後ほど触れますが、入所定員100名にふさわしい職員体制ができれば経営はさらに劇的に好転いたします。これは全国にあります老人福祉施設の経営状況を見ましても、やはり50名とか25名とかの定員が少ないところについては非常に経営に難儀しております。80名とか100名とかの規模の大きいところは、これをきれいに回していけば経営は健全に維持できるというのが教訓になっておりますので、ここから見るとすれば、やはり100名の定員、入居者80名、プラス入所者・ショートステイ20名、これをちゃんとやればもっと経営はよくなるということであります。

さらには、雇用をめぐる環境の変化を見落としてはいけないと思います。私は本議会の一般質問におきまして、民営化に向けての職員の採用・配置計画を伺ったところですが、未定とのことであります。しかし、移譲法人募集要綱の移譲条件（7）で明記されている現行の入所及び利用定員を維持すること、これが移譲条件の一つになっているわけであります。これを達成するためには少なくとも短期と長期とを合わせて定員100名にふさわしい職員の総人員数、雇用形態、正規なのか臨時職員なのか、これを明らかにすべきであります。特に雇用形態につきましては、法人側との話し合いの上、条件が合えば去年の9月1日現在の臨時パート職員数59名のうち最大何名の正規雇用が実現できるのかを明らかにすべきではありませんか。残された時間は限られております。

他方、執行部が民営化の必要性の理由に挙げていた雇用面の改善につきましては、御承知のように、先ほど補正でもこれが通っておりますが、国の指導で一般職の非常勤職員の雇用条件が改善されます。地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されました。平成32年、実際は平成は今年で終わるわけですが、西暦2020年、オリンピックのある年の4月1日より会計年度任用職員の期末手当、いわゆるボーナスの支給が可能となるようこれから準備が始まってまいります。ボーナスが出せれば民間よりも雇用条件がよくなる可能性すらあります。また、任用が継続していけば社会保険制度も整う可能性もあります。要するに、今の行政は余りにも、行政改革の中で正職員の公務員を減らし、そして臨時化することによって相当いろんなところにひずみが来ている、これを変えようというのが今の総務省の一つの提案であります。

特老喜界園の利用状況は、これは施設長から報告があったところでありますが、80名の定員に対して9月5日現在で66名が入っていらっしゃるということですから、定員との関係であると14名に入所していただければ入所待機者数が8名まで減ります。介護報酬も大幅に増えます。専門職の正規雇用も視野に、職員の皆さんの待遇改善の原資もできます。介護事業の好循環が始まる可能性を十分持っております。

先日、一般質問でも紹介いたしましたように、町内の社会福祉の現状を十分把握されていらっしゃる法人が喜界園の公募に応じなかった理由は、大手の2法人をもってしても人手を確保できない、だから準備はしたけれども最初から応募しなかったと、共通してこういうふうにおっしゃっているわけであります。従来、執行部がおっしゃっていた、民間であれば人を集められる、役場でやっていたら厳しいこういう論調があるんですが、それはもう過去のものになっております。雇用環境は民間が有利で自治体が不利であるとの時代は過ぎ去っております。それは、移譲法人候補者になっており法人は既にハローワークで長期間にわたって求人情報を出されておりますが、まだ消えません。まだ応募できていなかったということであります。

今回の一般質問で明らかになっていることに、執行部の議会軽視の姿勢を私は指摘をせざるを得ません。移譲法人の正式決定には本議会の議決が絶対条件であるにもかかわらず、「広報きかい」8月号で移譲法人の紹介や理事長の挨拶を掲載しているではありませんか。むしろ議会軽視甚だしいと言わざるを得ません。これは移譲法人候補者の責任ではなく執行部の責任であることは言うまでもありません。

皆さん、これまで述べましたように、急いで老人福祉施設の民営化を進める必要性も許容性もありません。今、老人福祉施設は財政的に赤字でもなく、民営化を拙速に進めるべきではありません。皆さん、現局面は執行部の言う遅きに失したという場面ではなく、せいては事をし損じかねない場面であります。特老喜界園は民営化以外にも、今の運営を継続して内容を充実させ、介護サービスを向上させて職員の待遇改善ができる、こういうふうな選択肢が今出てきているわけであります。ここ数年は公営で入所定員100名を維持するための雇用環境の条件整備の動向を見きわめつつ、時間をかけましてじっくりと判断しても遅くはありません。同僚議員の皆様におかれましては、まさに大局的、総合的観点からも、議案第55号及び議案第56号の二つの議案については賛成なさらぬことを強く訴えまして、私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長（外内千里君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。幸 一美君。

○7番（幸 一美君）

議案55号について、賛成討論を申し上げます。

今、全国的に自治体から社会福祉法人へ運営を移行している現状があります。その背景には、建てかえの補助率や維持補修、また職員と臨時職員との賃金格差やサービス面低下などにより介護人材の確保が懸念されております。これは本町でも同様であります。現状を加味しますと一刻も早く解決しなければならない問題ではないかと思っています。

以上のことから、議案第55号、喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する条例について、賛成いたします。

○議長（外内千里君）

次に、原案に反対の発言を許可します。いらっしゃいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

次に、原案に賛成の者の発言を許可します。野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

賛成討論をいたします。

家族会を含む有識者で構成する老人福祉施設民営化に伴う社会福祉法人の選定委員会で社会福祉法人城西福祉会に対する議論が厳正に行われ、移譲先に適当であるとの答申が川島町長へ提出されました。この移譲先法人が喜界町の福祉施設運営をスムーズに行えるよう、以下の理由から、議案第56号、財産の無償譲渡について、賛成討論いたします。

一つ、初期負担の軽減で運営をスムーズに行い、入所者・入所者家族へのサービスの向上、職員への処遇改善につながる。二つ、初期負担の軽減で計画的に施設の整備が行えること。

三つ、国庫返納金が生じないこと。四つ、喜界町と移譲先法人とのパートナーシップが構築できること。

厳しい目をしっかり持ちながらもお互いの強みは共有し、喜界町の福祉を継続的に支えていくことが大切であると考えております。福祉施設を利用される方は喜界町民であります。その町民の方が今後、安心安全に福祉施設での生活ができるように、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（外内千里君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

以上で討論を終結します。

これから議案第55号から議案第56号まで、2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号から議案第56号までの2件について、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（外内千里君）

起立多数です。したがって、議案第55号、喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する条例についてから、議案第56号、財産の無償譲渡についてまでの2件は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第57号 町営住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起について

○議長（外内千里君）

日程第11、議案第57号、町営住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

報告いたします。

去る9月6日、本会議において当総務文教常任委員会に付託された議案第57号、町営住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起について、審査が終了いたしましたので報告いたします。

委員会は9月11日、委員全員出席のもと、委員会日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

訴えの内容は、湾前金久団地の入所者の家賃滞納があり、再三の督促、催告に応じないため明け渡しを求めるものであり、町営住宅家賃滞納者対策として実施するものであります。

次に、質疑の主なものについて申し上げます。家賃滞納の期間の質疑に、約4カ年分で、金額が72万4,800円であります。連帯保証人への請求についての質疑に、通知はしておるが支払いに応じてもらえないとのことでした。

以上で審査を終了し、当委員会は討論なく、議案第57号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号について採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。お諮りします。議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号、町営住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起については原案のとおり可決されました。

-
- △ 日程第12 認定第1号 平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第13 認定第2号 平成29年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第14 認定第3号 平成29年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第15 認定第4号 平成29年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第16 認定第5号 平成29年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第17 認定第6号 平成29年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第18 認定第7号 平成29年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第19 認定第8号 平成29年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第20 認定第9号 平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（外内千里君）

日程第12、認定第1号、平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第20、認定第9号、平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの

9件を一括議題とします。

本案については委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長、上間一寛君。

[決算審査特別委員長上間一寛登壇]

○決算審査特別委員長（上間一寛君）

おはようございます。御報告、申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました認定第1号、平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第9号、平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件について、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、審査方針として決算認定制度の意義を十分理解した上で、本会議に提出されました歳入歳出決算書、主要施策の成果に関する調書及び監査委員の決算審査意見書を参考に、9月12日、13日の2日間、執行部の出席を求め、審査の着眼点として、予算が議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に執行されたかどうか、それによってどのように行政効果が発揮できたか、それから見て今後の行財政運営においてどのような改善、工夫がなされるべきかを主眼に置き、審査を行いました。

初めに、認定第1号、平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額62億1,066万4,000円、歳出決算額60億6,448万6,000円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は1億4,617万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源7,667万8,000円を差し引いた実質収支額は6,940万円となりました。実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は3,500万円となっております。

まず、歳入決算についてであります。

前年度対比13.3%の減となりました。歳入決算額の主なものとして、地方交付税30億8,844万2,000円で、前年度比142万8,000円の減、構成比は49.7%となっております。続いて、国庫支出金8億761万2,000円は構成比13%、県支出金5億5,581万5,000円は構成比8.9%、地方税5億2,283万1,000円は構成比8.4%、地方債4億4,287万円は構成比7.1%の順となっております。

次に、自主財源と依存財源の構成比を見てみますと、自主財源は11億868万9,000円で構成比17.9%、依存財源51億197万5,000円は構成比82.1%となっており、依然として国、県に大きく依存する財政構成となっております。

ここで、町税について見てみますと、調定額5億5,728万4,000円で、収入済み額は5億2,283万1,000円で徴収率は93.8%となっております。町税は歳入における最も重要な財源であり、住民からすれば義務として納入すべき公的負担であります。前年度比3.1%、1,590万2,000円の増となっております。一方、町税の収入未済額は3,703件で3,017万7,000円となっております。また、公営住宅使用料滞納分49件で921万円を初め各種未納額合計4,120万7,000円となっております。期限までに納入した善良なる住民との間に重大な不公平を生ずることになり、加えて、その年度の歳入に多大な歳入欠陥が生じ、財政運営に支障を来すおそれから、新規滞納への移行を抑制し、また滞納分の一層の圧縮に努めるよう、十分検討すべきだと思います。

さらに申し上げますと、不納欠損額は427万6,000円で、前年度より増えております。不納欠損処分については地方税法上、消滅事項による処分になりますが、時効中断を適時に行うなど、

安易に時効成立にならないように努め、公平性を確保し、町民の納付意欲を阻害しないよう十分留意していただきたいと思っております。

次に、歳出決算についてであります。

歳出は対前年度比13.2%の減となっており、目的別歳出の増減の主なものは、マテリアルリサイクル推進事業による衛生費16.5%の増と、農林水産業費9.8%の増は木のあるふれるまちづくり事業によるものであります。一方、減の主なものとして、教育費の59%の減は、防災関連施設事業と土木費の21.4%の減は喜界島港浦原港改修事業によるものとなっております。

続いて、性質別歳出についてみますと、義務的経費24億1,104万5,000円は構成比39.8%となっており、そのうち人件費は前年度比1.4%の増、扶助費は前年度比0.9%の減、公債費は前年度比8.9%の増となっておりますが、それは大型事業の起債償還開始によるものであります。

投資的経費10億6,802万9,000円は構成比17.6%となっており、そのうち普通建設事業費の前年度比54.2%の減は防災食育センターによるものであります。災害復旧費は1億5,253万円、構成比2.5%で、豪雨災害によるものとなっております。

その他の経費25億8,541万2,000円は構成比42.6%で、対前年度比2.2%の減となっております。主なものとして、物件費10億7,562万円は構成比17.7%で、対前年度比1.1%の増、繰出金7億9,979万5,000円は構成比13.2%で、対前年度比0.7%の増、補助金等5億3,663万8,000円は構成比8.8%で、対前年度比0.7%の増、積立金1億6,771万6,000円は構成比2.8%で、対前年度比32.8%の減となっております。

次に、不用額であります。6,090万6,000円は予算現額に占める割合は0.83%となっております。経費の節減、やむを得ない事情、事業の執行残等によるものであり、要は最小の経費で最大の効果を上げるべしとの原則にのっとり効果的な執行がなされているとの認識ですので、妥当であると思っております。結果として決算上では剰余金となり、財源確保になっております。

次に、地方債の状況ですが、一般会計現在高65億3,876万1,000円、特別会計現在高45億998万8,000円、合計110億円余であります。地方交付税の見返りのある有利な地方債の借入れを積極的に行っているので評価したいと思っております。

次に、財産に関する調書及び財産管理についてであります。公有財産、物品、債権並びに基金については、いずれも適正に管理されていると認められます。

基金の運用状況ですが、肉用牛導入基金は適正に運用されていると認められます。土地開発基金は公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する目的であるが、平成15年度から3万7,000円と少額になっており、今後のことについて検討すべきだと思っております。

審査の過程での主な質疑について御報告申し上げます。

ドローン購入の目的についての質疑に、町として災害用と事業化用として購入、操縦については防災担当と消防職員が研修を受けたということであります。

喜界町ブロードバンド使用料についての質疑に、回線は喜界町の持ち物であり、その使用料は維持費に充てているということです。

ふるさと納税の実績についての質疑に、29年度は954件で2,121万2,000円、返礼品について

は、説明会に15社の参加がありました。お土産センターのセット商品が4割、エビ関係が3割程度となっております。

「あるもの再利用」による移住・定住促進事業についての質疑に、サンゴ礁科学研究所の補助で、研究員の活動費に充てているということでもあります。

ファームステイ受け入れ実績についての質疑に、平成29年度においては過疎地域等自立活性化推進交付金を活用して事業を実施、首都圏等で開催された各種イベントや関東圏、関西圏の大学回り等、PRを積極的に行った結果、当初見込みを大幅に超える41名の受け入れ人数であったということでもあります。

移住体験ツアー支援事業については、島出身者の協力を受け、長崎県小値賀町から3名来島してもらい、島のファームステイの状況や問題点の指摘及び助言を受けたとのことでした。

水難救助隊の活動についての質疑に、設立後、現在まで出動はないが、訓練は年10回実施しているとのことでした。

ドクターヘリの出動件数の質疑に、ドクターヘリ23件、沖縄自衛隊ヘリ3件、海上保安庁巡視船1件との説明でありました。

ブロッコリーの伸び率についての質疑に、平成29年は20ヘクタール、平成30年は33ヘクタールの栽培面積であるとの答弁。また、ブロッコリーの規格外品の利用については、加工センターで粉末の試作品づくりを実施しているとのことでした。

災害復旧工事の進捗状況についての質疑に、繰越事業で、30年度で実施、発注が6月、完了は12月としているが、再度の台風被害や資材の入荷おくれなどが懸念され、また小野津地区については工法のやり直し等を検討中であるとの説明でした。

地籍調査事業の進捗率について、平成7年から実施しており、要調査面積の39%を実施、畑総地区は入っていないとのことでもあります。

マイナンバー登録について、平成30年7月3日現在、881件であるということでした。

子ども医療費助成事業についての質疑に、県内病院で非課税証明書カードを提示すると無料で受診することができる。非課税世帯37世帯53名、課税世帯209世帯296名であるとの説明です。

スクールバス修繕料についての質疑に、簡易な修繕は委託料に積算しているが、今回は車検時の5年に1回のブレーキ板交換修繕料であるとの答弁です。

給食の地場産食材についての質疑に、金額としては50万円程度であるが、食材はパパイヤ、ニンジン等であるとの説明です。

以上が質疑の主なものであります。

一般会計決算審査における締めくくりは財政運営についてであります。

監査委員の意見書の財政指数を参考に、計画性については、実質収支が黒字財政であり、標準財政規模からして適度の剰余金が望まれるところであります。実質収支額は6,940万円で収支比率は1.9%となっており、標準値は3%ないし5%が望ましいとされております。

弾力性については、人件費、扶助費、公債費の義務的経費計49.5%、前年度比2.5%の増で、その他の物件費、維持補修費、補助費等、拠出金合計で経常収支比率は85.7%と高い水準にとどまっており、財政構造の硬直化から抜け出せない状況であります。目安としては75%以下が望ましい数値であります。

積極性については、住民の要望に応じて積極的な行政水準を目指したかということについては、人口1人当たりの投資額や経費等により推測できます。諸公共施設の整備状況にもよりますが、普通建設事業費の人口1人当たりの決算額は14万9,710円で、前年度と比較して12万5,603円の減となっております。

以上のとおり、計画性、弾力性、積極性の三つの観点で分析し、総合的に判断すると、今後とも有利な財源の確保、それは国や県の補助の適用であり、また交付税の見返りのある過疎債、辺地債を活用し、計画的な、しかも効率的な財政運営に最大の努力をしていただくことを望むところであります。

次に、認定第2号、平成29年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額13億7,281万2,000円、歳出総額13億7,139万3,000円、歳入歳出差引額141万9,000円で、実質収支額は141万9,000円となっております。

歳入の主な科目について申し上げます。国庫支出金3億6,653万1,000円は構成比26.7%、前年度比1.6%の増、共同事業交付金3億3,011万3,000円は構成比24%、前年度比3.4%の増、前期高齢者交付金2億7,212万1,000円は構成比19.8%、前年度比30.3%の増、国民健康保険税1億7,082万円は構成比12.4%、前年度比3.1%の減となっております。

保険税の決算状況を見てみますと、調定額2億2,457万4,000円で、収入済み額は1億7,082万円で徴収率は76.1%となっております。29年度の世帯数は1,574世帯、被保険者は2,019人で、1世帯当たりの保険税は10万8,526円、1人当たりは7万616円となっております。世帯、被保険者は減少傾向にありますが、保険は増加傾向にあります。一方、収入未済額は4,947万1,000円で、不納欠損額は479万9,000円となっております。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。保険給付費7億8,677万円は前年度比10.1%の増、共同事業拠出金3億4,110万6,000円は前年度比5.2%の減、後期高齢者支援金等1億2,999万9,000円は前年度比3.6%の減であります。保険給付費、いわゆる医療費は増加傾向にあり、そのうち高額医療費は1,127件で1億1,439万3,000円となっており、同じく増加傾向にあります。今後の課題として、医療費は被保険者による重複受診等を控えて、保険者もその適正化を図る必要があると考えられます。

審査する中で、延滞金徴収に伴う差し押さえについての質疑に、徴税とあわせて給与差し押さえ4件、預金口座3件、所得税還付金、そのほか年金等2件であるとの説明を受けました。

次に、直営診療施設勘定についてであります。実質収支に関する調書に明記されているように、歳入歳出決算額はそれぞれ2,300万円で、差し引き額ゼロ円で形式収支となっております。

歳入の主なものは、診療収入1,275万9,000円は構成比55.5%で、前年度比11.9%の増、繰入金1,022万8,000円は構成比44.5%で、前年度比2.6%の減となっております。歳出の主なものは、総務費1,731万円は構成比75.2%で、前年度比4.6%の増、医療費569万4,000円は構成比24.8%で、前年度比6.2%の増となっております。御承知のように、平成26年7月から診療日数を限定的に再開し、現在は月8日間の診療をしております。延べ患者数、外来は1,439人で、1日当たり15名となっております。

認定第3号、平成29年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額8億8,769万5,000円、歳出総額8億7,433万8,000円、差し引き額1,335万7,000円で、翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支額1,335万7,000円となりました。

歳入の主な科目は、介護保険料国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等であります。介護保険料は調定額1億4,824万円で、収入済み額は1億3,416万3,000円で90.5%となっており、収入未済額は滞納分が1,047万8,000円で、現年分が274万円、合計1,321万8,000円の未済額となっており、滞納分の徴収努力を強く望むところであります。

歳出の主なものは、保険給付費7億9,466万5,000円は構成比90.9%で、前年度比4.8%の減となっております。

今後とも介護予防対策に努め、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、また安定した運営ができるよう、保険料徴収等にも配慮していただきたいと思っております。

次に、認定第4号、平成29年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額9,539万4,000円、歳出総額9,337万3,000円で、実質収支額は202万1,000円となっております。

歳入の主な科目は、後期高齢者医療保険の5,553万4,000円は徴収率97.5%で構成比58.2%、被保険者は1,460人となっております。繰入金は3,888万4,000円で構成比40.8%であります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合給付金9,337万3,000円で、保険料と町負担を合わせた金額が広域連合への給付金となっております。

認定第5号、平成29年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3億3,965万5,000円、歳出総額3億2,727万6,000円で、実質収支額は1,237万9,000円となっております。

歳入決算額の主な科目は、サービス収入3億2,041万4,000円は構成比94.3%で、前年度比8.6%の減となっております。繰越金1,688万4,000円は構成比5.0%で、前年度比19.4%の増となっております。

歳出決算額の主な科目は、総務費1億7,457万円は構成比53.3%で、前年度比11.6%の減となっております。サービス事業費1億5,270万6,000円は構成比46.7%で、前年度比0.2%の増となっております。

審査する中で、布おむつから紙おむつへの交換に伴う光熱費についての質疑に、電気代45万円の減、ガス代147万9,000円の減、水道代は水漏れの影響により90万円ほどの増となっており、布おむつから紙おむつにかえたのは評価できるとの答弁でありました。

認定第6号、平成29年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入歳出決算額はそれぞれ107万8,000円で、歳入の主なものは、事業収入44万1,000円は豚23頭、ヤギ133頭の飼養料であります。繰入金の63万7,000円は一般会計からの繰り入れであります。歳出決算額107万8,000円は総務費であります。

認定第7号、平成29年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入歳出決算額はそれぞれ8億4,632万7,000円となっております。

歳入決算額の主な科目は、使用料及び手数料 1 億3,981万2,000円は構成比16.5%、前年度比1.8%の減、国庫支出金 2 億2,950万円は構成比27.1%、前年度比25.7%の減、繰入金 2 億1,298万8,000円は構成比25.2%、前年度比17.0%の増、地方債 2 億4,150万円は構成比28.5%、前年度比25.5%の減となっており、国庫支出金、地方債の減は西部地区繰り越し事業の減によるものであります。水道使用料は、調定額 1 億4,434万1,000円のうち収入済み額 1 億3,981万円は徴収率96.9%であります。一方、収入未済額は452万9,000円となっております。

歳出決算額の主な科目は、施設費 6 億652万円は構成比71.7%、前年度比20.9%の減、公債費 1 億8,687万6,000円は構成比22.1%、前年度比8.6%の増となっております。

次に、認定第 8 号、平成29年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入歳出それぞれ5,329万2,000円となっております。

歳入決算額の主な科目は、使用料及び手数料950万3,000円は構成比17.8%、繰入金3,609万4,000円は構成比67.7%、国庫支出金600万円は構成比11.3%となっており、施設の使用料徴収率は97.9%であります。

歳出決算額の主な科目は、施設管理費2,379万2,000円は構成比44.6%、公債費2,913万9,000円は構成比54.7%となっており、接続率は全体で45.9%であります。

審査の過程で、施設使用料の収入未済額件数についての質疑に、40件であるとの答弁であります。接続の加入戸数が低位であり、今後も加入促進に努めるとともに、健全な運営に最善の努力を払われますよう求めるところであります。

最後に、認定第 9 号、平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入歳出決算額はそれぞれ 1 億8,641万9,000円となっております。

歳入決算額の主な科目は、使用料及び手数料4,274万円は構成比22.9%、繰入金 1 億3,981万4,000円は構成比75%で、前年度より2.7%、390万1,000円の減となっております。

歳出決算額の主な科目は、土木費4,659万9,000円は構成比25.0%、公債費 1 億3,982万円は構成比75%となっており、接続率は全体で55.5%であります。接続率は低位であり、農業集落排水事業同様、接続率の増加対策に努めるとともに、健全なる運営に努力していただきたいと思っております。

特別会計においては、一般会計から繰り入れ及び地方債発行などにより歳入不足を補って目的が達成されるものであり、その運営が財政運営上、大きく影響を及ぼすことと懸念されます。一般会計、特別会計全体の財務状況を的確に把握し、精査し、適切な財政運営に努力して下さるよう望むものであります。

本委員会は、認定第 1 号、平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 9 号、平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、財政事情の厳しい中、収支の均衡ある財政運営ができていて、限られた財源の中で各種事業が推進されており、成果をおさめているものと認め、討論はなく、審査の結果、いずれも的確と認め、全会一致で認定するものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから認定第1号から認定第9号までの9件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（外内千里君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第9号、平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件については、認定することに決定いたしました。

△ 日程第21 議案第58号 喜界町ごみ焼却施設建設工事の工事請負契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第21、議案第58号、喜界町ごみ焼却施設建設工事の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第58号、喜界町ごみ焼却施設建設工事の工事請負契約の締結につきまして、喜界町ごみ焼却施設建設工事の工事請負契約を下記のとおり締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容。1、契約の目的、喜界町ごみ焼却施設建設工事。2、契約の方法、条件つき一般競争入札、事前審査型でございます。3、契約金額、一金19億8,720万円。4、契約の相手方、大阪市此花区西九条五丁目3番28号、エスエヌ環境テクノロジー株式会社、代表取締役下田栖嗣でございます。

今回の工事は、既存施設の老朽化が著しく、維持管理費の上昇、また補修のための施設の長期間停止が頻発する状況にあり安定的なごみ処理行政に支障を来すため、新たなごみ処理施設を建設するものでございます。

工事概要は、ごみ焼却施設建設、1日8トン、1炉、ストーカ式燃焼炉でございます。

公募参加業者につきましては、エスエヌ環境テクノロジー株式会社1社でございます。なお、工期につきましては、2021年（平成33年）3月31日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略した

と思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。
これから議案第58号について採決します。
お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号、喜界町ごみ焼却施設建設工事の工事請負契約の締結については可決されました。

△ 日程第22 議員派遣の件について

○議長（外内千里君）

日程第22、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにした
と思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに
決定いたしました。

△ 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（外内千里君）

日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。
議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました本会議会期日程
等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありま
せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とするこ
とに決定いたしました。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

平成30年第3回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後0時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第47号 議案第57号	平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について 町営住宅明け渡し等請求に関する訴えの提起について
産業福祉 常任委員会	議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号 議案第51号 議案第52号 議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第56号 陳情第3号	平成30年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ いて 平成30年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に ついて 喜界町アリモドキゾウムシ等防除条例の制定について 喜界町こども医療費助成条例の一部を改正する条例について 喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について 喜界町特別養護老人ホーム設置等に関する条例等を廃止する 条例について 財産の無償譲渡について 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

決算審査特別委員会付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
決算審査 特別委員会	認定第1号	平成29年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第2号	平成29年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第3号	平成29年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号	平成29年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号	平成29年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第6号	平成29年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	平成29年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第8号	平成29年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第9号	平成29年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成 30 年第 3 回喜界町議会臨時会

平成 30 年 10 月臨時議会

平成30年第1回喜界町議会臨時会会期日程

10月19日開会～10月19日閉会 会期1日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
10	19	金	本会議（開 会）	委員会構成及び各組合議員の選挙	

平成 30 年第 3 回喜界町議会臨時会

平成 30 年 10 月 19 日

(第 1 日)

平成30年第3回喜界町議会臨時会

平成30年10月19日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - (1) 行政報告
- 日程第4 常任委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員の選任について
- 日程第6 奄美群島広域事務組合議員の選挙
- 日程第7 大島地区消防組合議員の選挙
- 日程第8 奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙
- 日程第9 大島農業共済事務組合議員の選挙

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補 佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	嶺 義久君
教 育 長	積山 泰夫君	総 務 課 長	金江 茂君
企画観光課長	富 充弘君	住 民 課 長	秋田 達磨君
保健福祉課長	吉行 進君	税 務 課 長	武藤 裕和君
農業振興課長	吉沢 伸一君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	老人福祉施設長	徳 勝志君
農委事務局長	岩松 利和君	消 防 分 署 長	前泊 哲治君
教委総務課長	菊地 典子君	生涯学習課長	來 和法君
あゆみ幼稚園長	乾 みち子君	行 政 管 理 監	中村 幸雄君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。

ただいまから、平成30年第3回喜界町議会臨時会を開会します。

△ 開 議

○議長（外内千里君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（外内千里君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、榮 優太君及び野間弘也君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（外内千里君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間で決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（外内千里君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おはようございます。行政報告を行います。

さきの9月の台風24号により甚大な被害を受けましたので、その概要報告を申し上げます。

まず、被害を受けられた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

建物被害につきましては、住家の半壊39軒、一部破損462軒、非住家の全壊104軒、半壊140

軒、一部破損368軒。

公共施設につきましては、庁舎、クリーンセンター、各幼稚園、各小中学が一部破損、公営住宅一部破損が49件、公民館の一部破損が10件となっております。

農作物の主な被害につきましては、サトウキビ約1億8,000万円、トマト、トウガラシ、マンゴーなど、総額4,000万円でございます。

また、牛舎、平張施設、ビニールハウス等の施設被害額が約2億1,000万円となっております。

漁船の被害につきましては、荒木漁港において転覆が1艘、打ち上げによる一部破損が2艘となっております。

農地、農道につきましては、7カ所で災害を受けております。

今後は普及に向け全力で努めてまいります。一部、急ぐ案件は専決処分とし、12月議会で報告を申し上げます。

なお、来る21日日曜日に、三反園知事が災害の視察に見えられる予定となっております。

以上で行政を終わりますが、昨日、不発弾が見つかったという状況で、詳細についてはまだわかりませんが、自衛隊等の詳細な調査、あるいは処理の仕方が今後必要になるかと思います。やはり喜界島は戦後が終わっていないのかと若干思った次第でございます。終わります。

○議長（外内千里君）

以上で諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 常任委員の選任について

○議長（外内千里君）

日程第4、常任委員の選任を行います。

諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長はそれぞれの常任委員会において互選することになっております。これより、常任委員会ごとに正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を次のとおり定めます。総務文教常任委員会は議員控室、産業福祉常任委員会は第1委員会室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時35分

○議長（外内千里君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

総務文教常任委員長に榮 哲治君、副委員長に河上弘仁君、産業福祉常任委員長に安田英次郎君、副委員長に野間弘也君、以上のとおり報告します。

△ 日程第5 議会運営委員の選任について

○議長（外内千里君）

日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び喜界町議会運営に関する申し合わせ事項の規程により、ただいまお手元に配付したとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。

これより、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。委員会の場所を議員控室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時45分

○議長（外内千里君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が次のとおり決定しました。その旨、通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に上間一寛君、副委員長に榮 哲治君、以上のとおり報告いたします。

△ 日程第6 奄美群島広域事務組合議員の選挙

○議長（外内千里君）

日程第6、奄美群島広域事務組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思

ます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

本件については、奄美群島広域事務組合規定第5条の規定で、関係市町村の議長となっております。

議長を本組合の議員に指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、奄美群島広域事務組合議員に議長を当選人と定めることに決定しました。

△ 日程第7 大島地区消防組合議員の選挙

○議長（外内千里君）

日程第7、大島地区消防組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大島地区消防組合議員に榮 哲治君を指名します。

ただいま議長が指名しました榮 哲治君を大島地区消防組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました榮 哲治君が大島地区消防組合議員に当選されました。

△ 日程第 8 奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙

○議長（外内千里君）

日程第 8、奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大島地区介護保険一部事務組合議員に安田英次郎君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました安田英次郎君を奄美大島地区介護保険一部事務組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました安田英次郎君が奄美大島地区介護保険一部事務組合議員に当選されました。

△ 日程第 9 大島農業共済事務組合議員の選挙

○議長（外内千里君）

日程第 9、大島農業共済事務組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大島農業共済事務組合議員に野間弘也君を指名します。

ただいま議長が指名しました野間弘也君を大島農業共済事務組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました野間弘也君が大島農業共済事務組合議員に当選されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回喜界町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前 9時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____